

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

警察からのいわゆる「面前DV」に係る
通告の収集・分析に関する調査研究

報告書

令和5（2023）年3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1章 | 事業要旨 | 1 |
| 第2章 | 事業概要 | 2 |
| 1 | 事業の背景と目的 | 2 |
| 2 | 事業の内容 | 3 |
| 第3章 | アンケート調査 | 5 |
| 1 | 目的 | 5 |
| 2 | 調査概要 | 5 |
| (1) | 調査の対象 | 5 |
| (2) | 調査の時期 | 5 |
| (3) | 調査の方法 | 5 |
| (4) | 調査項目 | 5 |
| (5) | 調査対象となる面前DVの定義 | 6 |
| 3 | 結果 | 6 |
| (1) | 施設調査パート | 7 |
| (2) | ケース調査パート | 14 |
| 4 | 考察 | 32 |
| (1) | 面前DVケースの対応状況等 | 32 |
| (2) | 面前DVケースの市区町村送致 | 32 |
| (3) | 面前DVケースのリスク評価の決め手 | 33 |
| (4) | 面前DVケースの増加に伴う業務上の変化 | 33 |
| 第4章 | ヒアリング調査 | 35 |
| 1 | 目的 | 35 |
| 2 | 調査の概要 | 35 |
| (1) | ヒアリング調査の対象 | 35 |
| (2) | 調査の実施時期 | 35 |
| (3) | 調査の方法 | 35 |
| (4) | 調査項目 | 35 |
| 3 | 結果 | 37 |
| (1) | 面前DVケースの対応体制(所内、警察、市区町村等) | 37 |
| (2) | 面前DVのリスク判断 | 44 |
| (3) | 面前DVへの対応の課題 | 47 |
| 4 | 考察 | 48 |
| 第5章 | まとめ(総合考察) | 50 |
| 1 | 面前DVのリスク判断 | 50 |
| 2 | 面前DVケースの市区町村送致 | 50 |
| 3 | 今後検討が必要な事項、課題 | 50 |
| 第6章 | 成果の公表方法 | 53 |
| 第7章 | 資料編 | 54 |

第1章 事業要旨

本事業は、児童相談所において受理した警察からの面前DVに係る通告等に関し、その内容や通告等受理後の支援・措置の状況を収集・分析し、有識者による助言・指導を受けながら、当該虐待に内在する要素等を峻別・分類分けするなどした上で、その後の面前DVへの対応の在り方について、検討して取りまとめたものである。

本事業においては、上記目的のもと、①検討委員会の設置・開催、②児童相談所へのアンケート調査、③児童相談所へのヒアリング調査、④報告書の作成といった4つの活動を行った。

児童相談所へのアンケート調査では、今後の面前DVへの対応のあり方に対する示唆を得るために、児童相談所が警察から通告を受理した面前DV事案に関し、その対応実績や通告受理後の対応状況、具体的なリスク判断の内容等を把握するために、全国228所の児童相談所を対象に実施した。また、児童相談所へのヒアリング調査では、今後の面前DVへの対応のあり方に対する検討に資する詳細な情報を収集するため、面前DVの通告を受理した際に実施するリスク評価の内容や、市区町村への送致の状況、警察との連携の状況等について聴取するために、6所の児童相談所を対象に調査を実施した。

上記アンケート調査及びヒアリング調査から、児童相談所における今後の面前DVへの対応のあり方について検討し、報告書を作成した。

第2章 事業概要

1 事業の背景と目的

全国の児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は207,660件（確定値）（対前年度比+1.3%、2,616件の増加）で、過去最多となった。

この、虐待相談対応件数の主な増加要因の一つとして、「心理的虐待に係る相談件数の増加」がある。令和3年度の確定値を見ると、心理的虐待の割合が最も多く124,724件（全体の60.1%）、その件数を令和2年度と比べると3,390件の増加であった。相談経路で言えば、令和3年度の確定値では、警察からのものが103,104件で約半数（49.7%）を占めていた。

また、厚生労働省が令和2年に実施した自治体への聞き取り（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体を対象にしたもの）によると、「心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する過程における配偶者に対する暴力がある事案（いわゆる面前DV。以下、「面前DV」という。）について、警察からの通告が増加している」との回答もあった。警察庁の統計によれば、面前DVに係る通告児童数は、令和元年には42,569人、令和2年には45,073人、令和3年統計では45,972人と令和元年から毎年4万人を超えている。

これらのことから、児童相談所における職員の増員は進んでいるものの、面前DV事案の安全確認などの対応が児童相談所の業務を大きく圧迫している懸念がある。他方、警察からの面前DVに係る通告等の中には、必ずしも児童に著しい心理的外傷を与えるほどのものではない事案も含まれている可能性があり、全ての事案において児童相談所が担当する専門的知見に基づく対応を要するわけではないと指摘されている。

そこで、本事業では、児童相談所における面前DV通告の取り扱いに関して、児童相談所と関係機関とのより良い役割分担や業務負担の適正化等をはじめとした今後の対応のあり方に関して検討することを目的に、児童相談所において受理した警察からの面前DVに係る通告や、その事案への対応について調査（アンケート調査及びヒアリング調査）を実施し、通告の内容や通告受理後の対応状況等を収集・分析するとともに、調査結果の考察を通して浮き彫りになる、今後の面前DVへの対応のあり方について取りまとめる。

2 事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②児童相談所を対象としたアンケート調査、③児童相談所を対象としたヒアリング調査、④調査報告書の作成といった4つの活動を行った。以下、番号順に活動を説明する。

① 検討委員会の設置・開催

面前 DV 事案への対応や児童相談所と警察との連携について知見を有する学識経験者及び自治体職員、計6名で構成する検討委員会を設置し、会議を年3回実施した。

検討委員会では、アンケート調査及びヒアリング調査計画の検討や結果に関する議論、報告書作成に関する議論を行った。図表1に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表 1 検討委員会委員名簿（敬称略（委員は五十音順））

| | |
|--------------|--------------------------|
| <委員> | |
| 北村 充 | 豊橋市こども若者総合相談支援センター副センター長 |
| 久保 健二 | 福岡市こども総合相談センター課長（連携支援担当） |
| 嶋岡 真司 | 大分県中央児童相談所こども相談部長 |
| 鈴木 秀洋（委員長） | 日本大学危機管理部准教授 |
| 船崎 まみ | 江戸川区副区長 |
| 増井 敦 | 京都産業大学法学部准教授 |
| <オブザーバー> | |
| 厚生労働省 | 子ども家庭局（家庭福祉課虐待防止対策推進室） |
| 警察庁 | 生活安全局（人身安全・少年課） |
| <事務局> | |
| 有限責任監査法人トーマツ | |

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2 検討委員会の開催概要

| |
|---|
| 第1回検討委員会 |
| ○日程：2022年10月27日 18:00～20:00 |
| ○議題： |
| ・ 「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究」検討委員会委員紹介 |
| ・ 「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究」事業概要と検討委員会の位置づけについて |

- ・ アンケート調査計画について

第2回検討委員会

○日程：2023年1月19日 19:00～21:00

○議題：

- ・ アンケート調査結果について
- ・ ヒアリング調査計画について

第3回検討委員会

○日程：2023年3月20日 19:00～21:00

○議題：

- ・ ヒアリング調査結果について
- ・ 事業実施報告書の案について

② 児童相談所へのアンケート調査

今後の面前DVへの対応のあり方に対する示唆を得るために、児童相談所が警察から通告を受理した面前DV事案に関し、その内容や通告受理後の支援・措置の状況、対応を行う際の着眼点等を把握した。詳細については、「**第3章 アンケート調査**」を参照されたい。

③ 児童相談所へのヒアリング調査

今後の面前DVへの対応のあり方に対する検討に資する詳細な情報を収集するため、面前DVの通告を受理した際に実施するリスク評価の内容や、市区町村への送致の状況、警察との連携の状況等について聴取した。詳細については、「**第4章 ヒアリング調査**」を参照されたい。

④ 報告書の作成

アンケート調査及びヒアリング調査結果を踏まえて、本報告書を作成し、検討委員会での内容検討と最終協議を経て、最終化し、公開した。

第3章 アンケート調査

1 目的

今後の面前 DV への対応のあり方に対する示唆を得るために、児童相談所が警察から通告を受理した面前 DV 事案に関し、その内容や通告受理後の支援・措置の状況、対応を行う際の着眼点等を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

2 調査概要

(1) 調査の対象

アンケート調査は、全国 228 所の児童相談所を対象に悉皆調査として実施した。回答数（回収率）は、169 件（74.1%）であった。

(2) 調査の時期

調査実施時期は、2022 年 11 月 18 日（金）～2022 年 12 月 2 日（火）である。

(3) 調査の方法

調査の実施方法は、メールによるアンケート調査を実施した。具体的には、厚生労働省担当課から調査対象者に対して、作成した調査票（電子媒体）を電子メールに添付して送付し、調査票ファイルを受け取った担当者に、調査への回答と回答入力済の調査票ファイルを電子メールに添付して事務局宛（本事業アンケート調査専用メールアドレス）に提出（送付）することを求めた。

(4) 調査項目

調査項目を、以下に示す。

図表 3 調査項目

| 項目カテゴリー | 質問内容 |
|------------|--|
| 1. 施設調査パート | 児童相談所の基本情報及び面前 DV の対応実績についての設問 （質問 1）児童相談所設置自治体 （質問 2）児童相談所名 （質問 3）管内の地域人口、児童人口 |

| 項目カテゴリー | 質問内容 |
|-------------|---|
| | (質問4) 令和3年度の心理的虐待件数と警察からの通告件数の内訳 (質問5) 令和3年度の面前DV対応件数と警察からの通告件数の内訳 (質問6) 面前DV通告の対応における市区町村送致の状況 (質問7) 面前DVのリスク評価のための指標の有無 |
| 2. ケース調査パート | 面前DVケースの対応実績に関する設問 (質問8) 市区町村送致が適当と感じた受理ケースの有無 (質問9) 上記受理ケースの内容詳細 付問(1)-(16) (質問10) 児童相談所での対応が適当と感じた受理ケースの有無 (質問11) 上記受理ケースの内容詳細 付問(1)-(16) (質問12) 面前DVケース対応の増加に伴う業務上の変化 (質問13) 面前DVケース対応において負担に感じること |
| 3. その他 | 上記以外に関する設問 (質問14) ヒアリング調査への協力の可否 (質問15) 担当者名、連絡先 |

(5) 調査対象となる面前DVの定義

本アンケート調査において、面前DVは、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）の目撃のことをいう。

3 結果

アンケート調査の結果を、調査項目カテゴリーごとに説明する。アンケート調査項目の詳細については第7章の付録「アンケート調査票」を参照されたい。なお、各グラフの構成割合の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない場合がある。

(1) 施設調査パート

1) 児童相談所が管轄する地域の人口

アンケート調査に回答があった児童相談所の管轄する地域の人口については、以下の結果となった。

図表 4 管轄する地域の人口

| 総人口 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|--------|
| 20万人未満 | 21 | 12.4% |
| 20万人以上～40万人未満 | 47 | 27.8% |
| 40万人以上～60万人未満 | 31 | 18.3% |
| 60万人以上～80万人未満 | 36 | 21.3% |
| 80万人以上～100万人未満 | 16 | 9.5% |
| 100万人以上～120万人未満 | 8 | 4.7% |
| 120万人以上～140万人未満 | 3 | 1.8% |
| 140万人以上 | 6 | 3.6% |
| 無回答 | 1 | 0.6% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

2) 児童相談所が管轄する地域の人口

アンケート調査に回答があった児童相談所の管轄する地域の児童人口については、以下の結果となった。

図表 5 管轄する地域の児童人口

| 児童の人口 | 回答数 | 割合 |
|---------------|-----|--------|
| 5万人未満 | 61 | 36.1% |
| 5万人以上～10万人未満 | 48 | 28.4% |
| 10万人以上～15万人未満 | 42 | 24.9% |
| 15万人以上～20万人未満 | 11 | 6.5% |
| 20万人以上～25万人未満 | 5 | 3.0% |
| 25万人以上～30万人未満 | 1 | 0.6% |
| 30万人以上～35万人未満 | 0 | 0.0% |
| 35万人以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 1 | 0.6% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

3) 児童虐待対応件数

令和3年度に受理した児童虐待対応件数は、下記の通りである。なお、回答があった児童相談所の児童虐待対応件数の合計は155,749件であった。

図表 6 児童虐待対応件数

| 児童虐待対応件数（令和3年度） | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|--------|
| 200件未満 | 24 | 14.2% |
| 200～400件未満 | 28 | 16.6% |
| 400～600件未満 | 23 | 13.6% |
| 600～800件未満 | 20 | 11.8% |
| 800～1000件未満 | 11 | 6.5% |
| 1000件以上 | 58 | 34.3% |
| 無回答 | 5 | 3.0% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

4) 心理的虐待件数

令和3年度に受理した心理的虐待件数は、以下の通りである。なお、回答があった児童相談所の心理的虐待件数の合計は 93,090 件であり、児童虐待対応件数のうち心理的虐待件数の割合は 59.8%であった。

図表 7 心理的虐待件数

| 心理的虐待件数（児童虐待対応件数のうち） | 回答数 | 割合 |
|----------------------|-----|--------|
| 100件未満 | 26 | 15.4% |
| 100～200件未満 | 16 | 9.5% |
| 200～300件未満 | 22 | 13.0% |
| 300～400件未満 | 17 | 10.1% |
| 400～500件未満 | 14 | 8.3% |
| 500件以上 | 69 | 40.8% |
| 無回答 | 5 | 3.0% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した心理的虐待件数のうち、警察からの通告の件数は、以下の通りである。なお、回答があった児童相談所の警察からの通告による心理的虐待件数の合計は 58,514 件であり、心理的虐待件数のうち、警察からの通告件数の割合は 62.9%であった。

図表 8 警察からの通告件数（心理的虐待件数のうち）

| 警察からの通告件数（心理的虐待件数のうち） | 回答数 | 割合 |
|-----------------------|-----|-------|
| 100件未満 | 38 | 22.5% |
| 100～200件未満 | 31 | 18.3% |
| 200～300件未満 | 23 | 13.6% |
| 300～400件未満 | 19 | 11.2% |
| 400～500件未満 | 9 | 5.3% |
| 500件以上 | 44 | 26.0% |
| 無回答 | 5 | 3.0% |
| 合計 | 169 | 97.0% |

令和3年度に受理した警察からの通告による心理的虐待件数のうち、身柄を伴う通告の件数については、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の身柄を伴う警察からの通告による心理的虐待件数の合計は、1,030件であり、警察からの通告による心理的虐待件数のうち、身柄を伴う通告件数の割合は1.8%であった。

図表 9 身柄を伴う通告件数（警察からの通告による心理的虐待のうち）

| 身柄を伴う通告件数（警察からの通告による心理的虐待のうち） | 回答数 | 割合 |
|-------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 119 | 70.4% |
| 10～20件未満 | 35 | 20.7% |
| 20～30件未満 | 4 | 2.4% |
| 30～40件未満 | 4 | 2.4% |
| 40～50件未満 | 0 | 0.0% |
| 50件以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 7 | 4.1% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した警察からの通告による心理的虐待件数のうち、一時保護を実施した件数は、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の一時保護を実施した警察からの通告による心理的虐待の件数の合計は、988件であり、警察からの通告による心理的虐待件数のうち、一時保護実施件数の割合は1.7%であった。

図表 10 一時保護実施件数（警察からの通告による心理的虐待のうち）

| 一時保護実施件数（警察からの通告による心理的虐待のうち） | 回答数 | 割合 |
|------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 120 | 71.0% |
| 10～20件未満 | 31 | 18.3% |
| 20～30件未満 | 4 | 2.4% |
| 30～40件未満 | 1 | 0.6% |
| 40～50件未満 | 2 | 1.2% |
| 50件以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 11 | 6.5% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した警察からの通告による心理的虐待件数うち、市区町村に送致した件数は、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の市区町村に送致した件数の合計は9,030件であり、警察からの通告による心理的虐待件数のうち市区町村の送致した件数の割合は15.4%であった。

図表 11 市区町村に送致した件数

| 市区町村に送致した件数（警察からの通告による心理的虐待のうち） | 回答数 | 割合 |
|---------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 114 | 67.5% |
| 10～20件未満 | 2 | 1.2% |
| 20～30件未満 | 2 | 1.2% |
| 30～40件未満 | 4 | 2.4% |
| 40～50件未満 | 3 | 1.8% |
| 50件以上 | 39 | 23.1% |
| 無回答 | 5 | 3.0% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した警察からの心理的虐待による通告件数のリスク評価別の内訳は、以下の通りである。

リスク「軽度」に該当するものが26,530件、リスク「中度」に該当するものが8,505件、リスク「重度」に該当するものが8,090件、リスク評価が不明なものが15,387件であった。また、リスク評価不明を除いた、リスク「軽度」、「中度」、「重度」の内訳は、リスク軽度が61.5%、リスク中度が19.7%、リスク重度が18.8%であった（リスク評価不明の件数を除いて算出した割合）。

なお、このリスク評価については、各児童相談所の基準とするリスク評価によるもので本アンケート調査において指標を設けたのではない点に留意する必要がある。

図表 12 児童相談所のリスク評価別の内訳

| 児童相談所のリスク評価 | 件数 | 割合 |
|----------------|-------|--------|
| リスク「軽度」に該当するもの | 26530 | 61.5% |
| リスク「中度」に該当するもの | 8505 | 19.7% |
| リスク「重度」に該当するもの | 8090 | 18.8% |
| リスク評価不明 | 15387 | |
| 合計 | 58512 | 100.0% |

5) 面前DV件数について

令和3年度に受理した面前DVの通告件数は、以下の通りである。なお、回答があった児童相談所の面前DV件数の合計は45,130件であり、心理的虐待件数のうち面前DV件数の割合は48.5%であった。

図表 13 面前 DV 件数

| 面前DV件数（令和3年度） | 回答数 | 割合 |
|---------------|-----|--------|
| 100件未満 | 51 | 30.2% |
| 100～200件未満 | 32 | 18.9% |
| 200～300件未満 | 23 | 13.6% |
| 300～400件未満 | 14 | 8.3% |
| 400～500件未満 | 9 | 5.3% |
| 500件以上 | 32 | 18.9% |
| 無回答 | 8 | 4.7% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した面前 DV の通告件数のうち、警察からの通告の件数は、以下の通りである。なお、回答があった児童相談所の警察からの通告による面前 DV の件数の合計 37,295 件であり、面前 DV の件数のうち、警察からの通告件数の割合は 82.6%であった。

図表 14 警察からの通告件数（面前 DV 件数のうち）

| 身柄を伴う通告件数（警察からの通告による面前DVのうち） | 回答数 | 割合 |
|------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 150 | 88.8% |
| 10～20件未満 | 7 | 4.1% |
| 20～30件未満 | 3 | 1.8% |
| 30～40件未満 | 0 | 0.0% |
| 40～50件未満 | 0 | 0.0% |
| 50件以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 9 | 5.3% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した警察からの通告による面前 DV の通告件数のうち、身柄を伴う通告の件数については、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の身柄を伴う警察からの通告による面前 DV の通告件数の合計は、380 件であり、警察からの通告による面前 DV のうち、身柄を伴う通告件数の割合は 1.0%であった。

図表 15 身柄を伴う通告件数（警察からの通告による面前 DV 通告件数のうち）

| 身柄を伴う通告件数（警察からの通告による面前DVのうち） | 回答数 | 割合 |
|------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 150 | 88.8% |
| 10～20件未満 | 7 | 4.1% |
| 20～30件未満 | 3 | 1.8% |
| 30～40件未満 | 0 | 0.0% |
| 40～50件未満 | 0 | 0.0% |
| 50件以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 9 | 5.3% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和3年度に受理した警察からの通告による面前 DV の通告件数のうち、一時保護を実施した件数は、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の一時保護を实

施した警察からの通告による面前 DV の通告件数の合計は、320 件であり、警察からの通告による面前 DV の通告件数のうち、一時保護実施件数の割合は 0.9%であった。

図表 16 一時保護実施件数（警察からの通告による面前 DV 通告件数のうち）

| 一時保護実施件数（警察からの通告による面前DVのうち） | 回答数 | 割合 |
|-----------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 148 | 87.6% |
| 10～20件未満 | 8 | 4.7% |
| 20～30件未満 | 0 | 0.0% |
| 30～40件未満 | 0 | 0.0% |
| 40～50件未満 | 0 | 0.0% |
| 50件以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 13 | 7.7% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和 3 年度に受理した警察からの通告による面前 DV の通告件数のうち、市区町村に送致した件数は、以下の通りである。なお、回答のあった児童相談所の市区町村に送致した警察からの通告による面前 DV の通告件数の合計は 6,408 件であり、警察からの通告による面前 DV の通告件数のうち、市区町村に送致した件数の割合は 17.2%であった。

図表 17 市区町村に送致した件数

| 市区町村に送致した件数（警察からの通告による面前DVのうち） | 回答数 | 割合 |
|--------------------------------|-----|--------|
| 10件未満 | 115 | 68.0% |
| 10～20件未満 | 5 | 3.0% |
| 20～30件未満 | 5 | 3.0% |
| 30～40件未満 | 2 | 1.2% |
| 40～50件未満 | 5 | 3.0% |
| 50件以上 | 30 | 17.8% |
| 無回答 | 7 | 4.1% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

令和 3 年度に受理した面前 DV の通告件数のリスク評価別の内訳は、以下の通りである。

リスク「軽度」に該当するものが 16,597 件、リスク「中度」に該当するものが 6,408 件、リスク「重度」に該当するものが 6,488 件、リスク評価が不明なものが 8,160 件であった。また、リスク評価不明を除いた、リスク「軽度」、「中度」、「重度」の内訳は、リスク軽度が 57.0%、リスク中度が 20.8%、リスク重度が 22.3%であった（リスク評価不明の件数を除いて算出した割合）。

なお、このリスク評価については、各児童相談所の基準とするリスク評価によるもので本アンケート調査において指標を設けたのではない点に留意する必要がある。

図表 18 児童相談所のリスク評価別の内訳

| 児童相談所のリスク評価 | 件数 | 割合 |
|----------------|-------|--------|
| リスク「軽度」に該当するもの | 16597 | 57.0% |
| リスク「中度」に該当するもの | 6048 | 20.8% |
| リスク「重度」に該当するもの | 6488 | 22.3% |
| リスク評価不明 | 8160 | |
| 合計 | 37293 | 100.0% |

6) 面前 DV 通告受理時の対応

児童相談所における面前 DV 通告受理後の対応については、以下の通りである。

「原則、児童相談所で初期対応を行い必要に応じて送致している」が 89 件 (52.7%) と最も多く、「その他」が 42 件 (24.9%)、「通告時に危険性・切迫性が高くないと判断した事案のみ市区町村に送致している」が 26 件 (15.4%)、「市区町村に原則として送致している」が 10 件 (5.9%) と続いた。「その他」の内容について、自由回答の内容によると、「全件児童相談所で対応している（市区町村へ送致していない）に類する回答が 27 件あり、他には、事前に決めた基準に則って送致しているとする回答、現在市区町村と協議中との回答があった。

図表 19 面前 DV 通告受理時の対応

| 面前DV通告受理時の対応 | 件数 | 割合 |
|---|-----|--------|
| 1. 市区町村に原則として送致している | 10 | 5.9% |
| 2. 通告時に危険性・切迫性が高くないと判断した事案のみ市区町村に送致している | 26 | 15.4% |
| 3. 原則、児童相談所で初期対応を行い必要に応じて送致している | 89 | 52.7% |
| 4. その他 | 42 | 24.9% |
| 無回答 | 2 | 1.2% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

7) 面前 DV ケースのリスク評価指標

児童相談所における面前 DV ケースのリスク評価指標については、以下の通りである。

「リスク評価をする際に使用するアセスメントの指標がある」と回答したのは 103 件 (60.9%)、「リスク評価をする際に使用するガイドラインがある」と回答したのは 1 件 (0.6%)、「リスク評価をする際に使用するマニュアルがある」と回答したのは 3 件 (1.8%)、「リスク評価をする際に使用するための基準等は特に定めていない」と回答したのは 60 件 (35.5%) であった。

なお、本設問の結果について、広く児童虐待ケースに対して用いるリスク評価指標

で、面前 DV ケースに特化したものではないものが含まれている可能性があることに留意されたい。

図表 20 「面前 DV」ケースのリスク評価指標

| 面前DVケースのリスク評価指標 | 件数 | 割合 |
|----------------------------------|-----|--------|
| 1. リスク評価をする際に使用するアセスメントの指標がある | 103 | 60.9% |
| 2. リスク評価をする際に使用するガイドラインがある | 1 | 0.6% |
| 3. リスク評価をする際に使用するマニュアルがある | 3 | 1.8% |
| 4. リスク評価をする際に使用するための基準等は特に定めていない | 60 | 35.5% |
| 無回答 | 2 | 1.2% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

(2) ケース調査パート

1) 市区町村への送致が適当な面前 DV ケース

面前 DV ケースにおいて、「市区町村への送致が適当であるケース」の内容について回答可能ケースの有無を尋ねたところ、下記に示す結果となり、78 件の回答ケース数となった。

なお、この「市区町村への送致が適当であるケース」とは、実際には、通告受理後に児童相談所において処理を行ったが、初期の段階から市区町村に送致するのが適当と感じたケースについて尋ねていることに留意されたい。

図表 21 「市区町村送致が適当な「面前 DV」ケース」の有無¹

| 市区町村への送致が適当な面前DVケースの有無 | 件数 | 割合 |
|------------------------|-----|--------|
| 1. はい | 78 | 46.2% |
| 2. いいえ | 87 | 51.5% |
| 無回答 | 4 | 2.4% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースの通告手段の内訳については、以下の通りである。「書面による通告」が 76 件 (97.4%)、「身柄付き通告」が 2 件 (2.6%) であった。

¹ 「警察からの「面前 DV」に係る通告を受理後、市区町村に送致したが、貴児童相談所にて処理を行うのが適当であったと感じたケースとして、回答可能なものはありますか。」と尋ねた。

図表 22 通告手段

| 通告手段 | 件数 | 割合 |
|------------|----|--------|
| 1. 書面による通告 | 76 | 97.4% |
| 2. 身柄付き通告 | 2 | 2.6% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースのリスク評価の内訳については、以下の通りである。

リスク「軽度」が64件（82.1%）と最も多く、リスク「中度」が9件（11.5%）、リスク「重度」が5件（6.4%）であった。

図表 23 児童相談所のリスク評価別の内訳

| リスク評価の結果 | 件数 | 割合 |
|----------|----|--------|
| リスク「軽度」 | 64 | 82.1% |
| リスク「中度」 | 9 | 11.5% |
| リスク「重度」 | 5 | 6.4% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

また、リスク評価の決め手になった点を自由記述式回答の形式で尋ね、77件の回答を得た。回答内容を確認し、カテゴリーに整理したところ、以下のような結果を示した（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することをよしとした）。

リスク評価の決め手になった点として、「DVの状況（程度や頻度）」が最も多く40件（51.9%）、「子どもへの影響・子どもの状況」が32件（41.6%）、「過去の通告歴」が23件（29.9%）と続いた。

図表 24 リスク評価の決め手

| カテゴリー | 件数 | 割合 |
|----------------------|----|--------|
| DVの状況（程度や頻度） | 40 | 51.9% |
| 過去の通告歴 | 23 | 29.9% |
| 所属での問題なし有無 | 8 | 10.4% |
| 所属での見守り可能 | 2 | 2.6% |
| 母子保健分野等の関係機関で問題なし | 11 | 14.3% |
| 警察の判断や対応 | 10 | 13.0% |
| 保護者の特性や状態 | 3 | 3.9% |
| 保護者の姿勢 | 2 | 2.6% |
| 子どもへの影響・子どもの状況 | 32 | 41.6% |
| 安全確認ができていない（分離されている） | 14 | 18.2% |
| 指標やルールにのっとった | 11 | 14.3% |
| 合計 | 77 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースのDVの加害者別の内訳については、以下の通りである。加害者が「実父」なのが63件（80.8%）と最も多く、「実母」が8件（10.8%）と続いた。

図表 25 DVの加害者別の内訳

| DVの加害者 | 件数 | 割合 |
|-----------|----|-------|
| 1. 実父 | 63 | 80.8% |
| 2. 養父・継父 | 2 | 2.6% |
| 3. 内縁の男性 | 2 | 2.6% |
| 4. その他の男性 | 1 | 1.3% |
| 5. 実母 | 8 | 10.3% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 0 | 0.0% |
| 9. 上記以外 | 2 | 2.6% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 78 | 2.6% |

市区町村への送致が適当であるケースの加害者の虐待への認否については、以下の通りである。

「認めている」ものが63件（80.8%）、「認めていない」ものが3件（3.8%）、「その他」が11件（14.1%）であった。

図表 26 加害者の虐待への認否

| 加害者の虐待への認否 | 件数 | 割合 |
|------------|----|--------|
| 1. 認めている | 63 | 80.8% |
| 2. 認めていない | 3 | 3.8% |
| 3. その他 | 11 | 14.1% |
| 無回答 | 1 | 1.3% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村への送致が適当であるケースの加害者への措置については、以下の通りである。

「指導・警告」のものが62件（79.5%）と最も多く、「その他」が8件（10.3%）、「不明」が4件（5.1%）と続いた。また、警察に検挙された後の処分結果について、「起訴」されたものは0件であった。

図表 27 加害者への措置

| 加害者への措置 | 件数 | 割合 |
|---------------|----|--------|
| 1. 指導・警告 | 62 | 79.5% |
| 2. 検挙（身柄拘束あり） | 1 | 1.3% |
| 3. 検挙（身柄拘束なし） | 2 | 2.6% |
| 4. その他 | 8 | 10.3% |
| 5. 不明 | 4 | 5.1% |
| 無回答 | 1 | 1.3% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースのDVの被害者別の内訳については、以下の通りである。被害者が「実母」なのが66件（84.6%）と最も多く、「実父」が9件（11.5%）と続いた。

図表 28 DVの被害者別の内訳

| DVの被害者 | 件数 | 割合 |
|-----------|----|--------|
| 1. 実父 | 9 | 11.5% |
| 2. 養父・継父 | 1 | 1.3% |
| 3. 内縁の男性 | 0 | 0.0% |
| 4. その他の男性 | 0 | 0.0% |
| 5. 実母 | 66 | 84.6% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 0 | 0.0% |
| 9. 上記以外 | 2 | 2.6% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースのDVの形態別の内訳については、以下の通りである。「身体的暴力のみ」が25件（32.1%）、「精神的暴力のみ」が29件（37.2%）、「身体的暴力かつ精神的暴力」が24件（30.8%）であった。

図表 29 DVの形態別の内訳

| DVの形態 | 件数 | 割合 |
|--------------|----|--------|
| 身体的暴力のみ | 25 | 32.1% |
| 精神的暴力のみ | 29 | 37.2% |
| 身体的暴力かつ精神的暴力 | 24 | 30.8% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

上記のうち、身体的暴力の場合の市区町村送致が適当なケースのDV被害者の状況別の内訳については、以下の通りである。

「特にケガがなかった」が38件（77.6%）と最も多く、「軽いケガ等があったが、治

療を要するものではなかった」が6件（12.2%）、「治療を要するようなケガをした」が3件（6.1%）、「入院または保護を要するようなケガをした」が1件（2.0%）であった。

図表 30 DV被害者の状況（身体的暴力の場合）

| DV被害者の状況（身体的暴力の場合） | 件数 | 割合 |
|------------------------------|----|--------|
| 1. 入院または保護を要するようなケガをした | 1 | 2.0% |
| 2. 治療を要するようなケガをした | 3 | 6.1% |
| 3. 軽いケガ等があったが、治療を要するものではなかった | 6 | 12.2% |
| 4. 特にケガはなかった | 38 | 77.6% |
| 無回答 | 1 | 2.0% |
| 合計 | 49 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースの被害児童の年齢別の内訳については、以下の通りである。

「5歳以上」が40件（51.3%）と最も多く、「0歳」が10件（12.8%）、「3歳」が8件（10.3%）と続いた。

図表 31 被害児童の年齢別の内訳

| 被害児童の年齢 | 回答数 | 割合 |
|---------|-----|--------|
| 0歳 | 10 | 12.8% |
| 1歳 | 4 | 5.1% |
| 2歳 | 5 | 6.4% |
| 3歳 | 8 | 10.3% |
| 4歳 | 5 | 6.4% |
| 5歳以上 | 40 | 51.3% |
| 無回答 | 6 | 7.7% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースの被害児童のきょうだいの年齢の内訳については、以下の通りである。

図表 32 被害児童のきょうだいの年齢別の内訳

| 被害児童のきょうだいの年齢 | 一人目 | 割合 | 二人目 | 割合 | 三人目 | 割合 |
|---------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 0歳 | 3 | 3.8% | 0 | 0.0% | 1 | 1.3% |
| 1歳 | 6 | 7.7% | 1 | 1.3% | 0 | 0.0% |
| 2歳 | 2 | 2.6% | 2 | 2.6% | 1 | 1.3% |
| 3歳 | 4 | 5.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4歳 | 2 | 2.6% | 1 | 1.3% | 0 | 0.0% |
| 5歳以上 | 24 | 30.8% | 11 | 14.1% | 3 | 3.8% |
| 無回答 | 37 | 47.4% | 63 | 80.8% | 73 | 93.6% |
| 合計 | 78 | 100.0% | 78 | 100.0% | 78 | 100.0% |

市区町村への送致が適当であるケースの被害児童と生活を共にしている人について

は、以下の通りである。

「実母」が75件（96.2%）と最も多く、「実父」が64件（82.1%）、「上記以外」が3件（3.8%）と続いた。

図表 33 被害児童と生活をともにしている人（複数回答可）

| 被害児童と生活を共にしている人 | 件数 | 割合 |
|-----------------|----|-------|
| 1. 実父 | 64 | 82.1% |
| 2. 養父・継父 | 2 | 2.6% |
| 3. 内縁の男性 | 1 | 1.3% |
| 4. その他の男性 | 1 | 1.3% |
| 5. 実母 | 75 | 96.2% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 2 | 2.6% |
| 9. 上記以外 | 3 | 3.8% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 回答ケースの合計数 | 78 | - |

市区町村への送致が適当であるケースの過去の虐待通告の有無については、以下の通りである。

「これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった」が57件（73.1%）、「過去に当該児童に関する虐待通告があった」が20件（25.6%）と続いた。

図表 34 過去の虐待通告の有無

| 過去の虐待通告の有無 | 件数 | 割合 |
|---------------------------|----|--------|
| 1. これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった | 57 | 73.1% |
| 2. 過去に当該児童に関する虐待通告があった | 20 | 25.6% |
| 無回答 | 1 | 1.3% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースの過去の一時保護実施の有無については、以下の通りである。

「児童福祉法に基づき一時保護をした」が1件（1.3%）、「DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された（委託含む）」が0件（0.0%）、「一時保護はされなかった」が75件（96.2%）であった。

図表 35 ケースワークの内容が回答可能な市区町村送致が適当な面前DVケースの有無

| 過去の一時保護実施の有無 | 件数 | 割合 |
|---|----|--------|
| 1. 児童福祉法に基づき一時保護をした | 1 | 1.3% |
| 2. DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された（委託を含む） | 0 | 0.0% |
| 3. 一時保護はされなかった | 75 | 96.2% |
| 無回答 | 2 | 2.6% |
| 合計 | 78 | 100.0% |

市区町村送致が適当なケースの実施した援助内容については、以下の通りである。

「措置によらない指導（助言指導）」が 58 件（74.4%）と最も多く、「措置によらない指導（市町村送致）」が 14 件（17.9%）、「措置によらない指導（継続指導）」が 5 件（6.4%）と続いた。

図表 36 実施した援助内容（複数選択可）

| 実施した援助内容 | 件数 | 割合 |
|-----------------------------------|----|--------|
| 措置入所又は措置による里親委託（保護者同意あり） | 0 | 0.0% |
| 措置入所又は措置による里親委託（児童福祉法第28条申立によるもの） | 0 | 0.0% |
| 措置によらない指導（助言指導） | 58 | 74.4% |
| 措置によらない指導（継続指導） | 5 | 6.4% |
| 措置によらない指導（他機関あっせん） | 2 | 2.6% |
| 措置によらない指導（市町村送致） | 14 | 17.9% |
| 措置による指導（児童福祉司指導） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（児童委員指導） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（市町村指導委託） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（児童家庭支援センター指導） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（その他の措置による指導） | 0 | 0.0% |
| 訓戒、誓約措置 | 1 | 1.3% |
| 上記以外の支援 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 回答ケースの合計数 | 78 | 102.6% |

当該ケースにおいて、市区町村等の関係機関とどのような役割分担をして対応にあたっていたか、自由記述式回答の形式で尋ね、65 件の回答を得た。回答内容を確認し、カテゴリーに整理したところ、以下のような結果を示した（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することをよしとした）。

図表 37 市区町村等の関係機関との役割分担の内容

| カテゴリー | 件数 | 割合 |
|-----------------------|----|-------|
| 市区町村が情報収集・一部初期調査を実施 | 31 | 47.7% |
| 世帯状況（住基台帳・市区町村での相談履歴） | 20 | 30.8% |
| 母子保健状況（対応、検診、予防接種歴） | 8 | 12.3% |
| 子どもの安否確認 | 6 | 9.2% |
| その他 | 1 | 1.5% |
| 市区町村が見守り・モニタリングを実施 | 7 | 10.8% |
| 市区町村が相談・支援を実施 | 24 | 36.9% |
| 市区町村が相談支援（養育相談）を実施 | 12 | 18.5% |
| 市区町村が相談支援（女性相談）を実施 | 7 | 10.8% |
| 市区町村が相談支援（医療相談）を実施 | 3 | 4.6% |
| 市区町村が相談支援（その他）を実施 | 9 | 13.8% |
| 市区町村が虐待指導を実施 | 5 | 7.7% |
| 市区町村が家庭訪問・面接を実施（同行含む） | 10 | 15.4% |
| 市区町村送致前の事前協議 | 3 | 4.6% |
| 市区町村による見相支援終了後フォロー | 3 | 4.6% |
| 要対協による進行管理を実施 | 8 | 12.3% |
| その他 | 7 | 10.8% |

また、市区町村等の関係機関と役割分担を検討する際に重視した点を尋ね、自由記述回答の形式で 60 件の回答を得た。回答内容を確認し、カテゴリーに整理したところ、以下のような結果を示した（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することをよしとした）。

図表 38 市区町村等の関係機関との役割分担を検討する際に重視した点

| カテゴリー | 件数 | 割合 |
|---|----|-------|
| 市区町村の対応の可否（市区町村に送致可能かどうか等） | 12 | 20.0% |
| 市区町村との対応の引継ぎ（市区町村に対応のポイントを伝える等） | 10 | 16.7% |
| 市区町村のもつ資源へのニーズ（市区町村の支援が必要か等） | 20 | 33.3% |
| 市区町村と家庭の関係性・対応状況（これまでの相談歴や今後の関係性構築等） | 17 | 28.3% |
| 児童相談所と市区町村との対応の棲み分け（虐待対応と生活支援との対応を分ける等） | 8 | 13.3% |
| 虐待リスクにつながる状況変化を把握する（子どもの安全や養育状況の確認等の把握） | 13 | 21.7% |
| その他 | 3 | 5.0% |

当該ケースにおいて、どのような理由で「初期対応の段階から市区町村に送致するのが適当であった」と判断したかについて自由記述式回答の形式で尋ね、77 件の回答を得た。回答内容を確認し、カテゴリーに整理したところ、以下のような結果を示した（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することをよしとした）。

図表 39 市区町村への送致が適当だと判断した理由

| カテゴリー | 件数 | 割合 |
|-------------------------|----|-------|
| リスクが軽度である・軽微なケースである | 58 | 75.3% |
| 児童相談所に係属歴がない（初回の通告） | 9 | 11.7% |
| DVの程度や頻度が軽微と判断できる | 34 | 44.2% |
| DVが常態化していない（単発等） | 5 | 6.5% |
| DVが身体的暴力を伴わない（口論等） | 2 | 2.6% |
| 児童にDVの影響がない（少ない） | 9 | 11.7% |
| 新生児・乳児 | 3 | 3.9% |
| DVの経緯や状況が些細 | 6 | 7.8% |
| そもそも面前DVでなかった | 1 | 1.3% |
| 保護者との関係が良好 | 1 | 1.3% |
| 児童の安全確認ができている | 11 | 14.3% |
| 児童相談所以外の関係機関が確認をしていた | 3 | 3.9% |
| 避難や別居等で児童が安全な状況にいる | 7 | 9.1% |
| 保護者が指導を受け入れている | 7 | 9.1% |
| 介入的ケースワークの必要がない | 9 | 11.7% |
| リスクアセスメントツールの判断 | 2 | 2.6% |
| 事前に市や関係機関の調査等でリスク判断ができた | 5 | 6.5% |
| 市区町村による支援の方が合理的・効果的 | 41 | 53.2% |
| 市区町村がこれまでに支援を実施していた | 16 | 20.8% |
| 市区町村による支援資源のニーズがあった | 23 | 29.9% |
| 市区町村による養育相談 | 5 | 6.5% |
| 市区町村による女性相談 | 8 | 10.4% |
| 市区町村によるその他の相談 | 4 | 5.2% |
| 市区町村の指導の方が保護者が受け入れやすい | 4 | 5.2% |
| 管轄外の地域への引っ越しによる送致困難 | 1 | 1.3% |
| その他 | 5 | 6.5% |

2) 児童相談所での処理が適当な面前 DV ケース

面前 DV ケースにおいて、「児童相談所での処理が適当であるケース」の内容について回答可能ケースの有無を尋ねたところ、下記に示す結果となり、9件の回答ケース数となった。

なお、この「児童相談所での処理が適当であるケース」とは、実際には通告受理後に市区町村に送致したが、児童相談所において処理を行うのが適当であったと感じたケースについて尋ねていることに留意されたい。

図表 40 児童相談所での処理が適当な面前DVケースの有無

| 児童相談所での処理が適当な面前DVケースの有無 | 件数 | 割合 |
|-------------------------|-----|--------|
| 1. はい | 9 | 5.3% |
| 2. いいえ | 153 | 90.5% |
| 無回答 | 7 | 4.1% |
| 合計 | 169 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの通告手段の内訳については、以下の通りである。

「書面による通告」が 9 件（100.0%）であった。

図表 41 通告手段

| 通告手段 | 件数 | 割合 |
|------------|----|--------|
| 1. 書面による通告 | 9 | 100.0% |
| 2. 身柄付き通告 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースのリスク評価の内訳については、以下の通りである。

リスク「軽度」が 8 件（88.9%）と最も多く、リスク「中度」が 0 件（0.0%）、リスク「重度」が 1 件（11.1%）であった。通告受理後に児童相談所において処理を行った際には、リスク「軽度」であったことが考えられる。

図表 42 リスク評価の結果

| リスク評価の結果 | 件数 | 割合 |
|----------|----|--------|
| リスク「軽度」 | 8 | 88.9% |
| リスク「中度」 | 0 | 0.0% |
| リスク「重度」 | 1 | 11.1% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

また、リスク評価の決め手になった点を自由記述式回答の形式で尋ね、回答を得た。回答内容を確認したところ、下記の通りであった。

図表 43 リスク評価の決め手

| リスク評価の決め手 |
|---|
| 児相での取り扱い歴がないこと、激しい暴力を伴わない父母口論であること等 |
| 事件当日の警察による保護やへの指導及び安全確認 |
| 子どもへの直接的な虐待行為はなく、子どもの成長、発育にも問題が認められなかったため |
| 父母間での夫婦喧嘩であったため。 |
| 離婚した元夫とのトラブルであり、虐待者との同居の事実がないため |
| 面前DVのみの通告であったため。 |
| 父の浮気という突発的な出来事による夫婦喧嘩と判断したこと、父が家庭を離れたこと |
| 当都道府県の場合、受理した段階ではリスクを「高い」と判断して対応している |
| 夫婦喧嘩で、児が別室にいたため |

※自由記述は一部匿名化の処理を行っている。

児童相談所での処理が適当な面前DVケースのDVの加害者別の内訳については、以下の通りである。

加害者が「実父」なのが6件（66.7%）と最も多かった。

図表 44 DVの加害者別の内訳

| DVの加害者 | 件数 | 割合 |
|-----------|----|--------|
| 1. 実父 | 6 | 66.7% |
| 2. 養父・継父 | 0 | 0.0% |
| 3. 内縁の男性 | 1 | 11.1% |
| 4. その他の男性 | 0 | 0.0% |
| 5. 実母 | 1 | 11.1% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 0 | 0.0% |
| 9. 上記以外 | 1 | 11.1% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前DVケースの加害者の虐待への認否については、以下の通りである。

「認めている」ものが5件（55.6%）、「その他」が4件（44.4%）であった。

図表 45 加害者の虐待への認否

| 加害者の虐待への認否 | 件数 | 割合 |
|------------|----|--------|
| 1. 認めている | 5 | 55.6% |
| 2. 認めていない | 0 | 0.0% |
| 3. その他 | 4 | 44.4% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前DVケースの加害者への措置については、以下の通りである。

「指導・警告」のものが9件（100.0%）であった。

図表 46 加害者への措置

| 加害者への措置 | 件数 | 割合 |
|---------------|----|--------|
| 1. 指導・警告 | 9 | 100.0% |
| 2. 検挙（身柄拘束あり） | 0 | 0.0% |
| 3. 検挙（身柄拘束なし） | 0 | 0.0% |
| 4. その他 | 0 | 0.0% |
| 5. 不明 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの DV の被害者別の内訳については、以下の通りである。

被害者が「実母」なのが7件（77.8%）と最も多く、「実父」、「上記以外」が1件（11.1%）と続いた。

図表 47 DV の被害者別の内訳

| DVの被害者 | 件数 | 割合 |
|-----------|----|--------|
| 1. 実父 | 1 | 11.1% |
| 2. 養父・継父 | 0 | 0.0% |
| 3. 内縁の男性 | 0 | 0.0% |
| 4. その他の男性 | 0 | 0.0% |
| 5. 実母 | 7 | 77.8% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 0 | 0.0% |
| 9. 上記以外 | 1 | 11.1% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの DV の形態別の内訳については、以下の通りである。

「身体的暴力のみ」が2件（22.2%）、「精神的暴力のみ」が3件（33.3%）、「身体的暴力かつ精神的暴力」が4件（44.4%）であった。

図表 48 DV の形態別の内訳

| DVの形態 | 件数 | 割合 |
|--------------|----|--------|
| 身体的暴力のみ | 2 | 22.2% |
| 精神的暴力のみ | 3 | 33.3% |
| 身体的暴力かつ精神的暴力 | 4 | 44.4% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

上記のうち、身体的暴力の場合の児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの DV 被害者の状況別の内訳については、以下の通りである。

「特にケガがなかった」が 3 件 (33.3%) と最も多く、「軽いケガ等があったが、治療を要するものではなかった」が 2 件 (22.2%)、「治療を要するようなケガをした」が 1 件 (11.1%)、「入院または保護を要するようなケガをした」が 0 件 (0.0%) であった。

図表 49 DV 被害者の状況

| DV被害者の状況（身体的暴力の場合） | 件数 | 割合 |
|------------------------------|----|--------|
| 1. 入院または保護を要するようなケガをした | 0 | 0.0% |
| 2. 治療を要するようなケガをした | 1 | 11.1% |
| 3. 軽いケガ等があったが、治療を要するものではなかった | 2 | 22.2% |
| 4. 特にケガはなかった | 3 | 33.3% |
| 無回答 | 3 | 33.3% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当なケースの被害児童の年齢別の内訳については、以下の通りである。

「5歳以上」が 3 件 (33.3%) と最も多く、「0歳」、「2歳」、「3歳」、「4歳」が 1 件 (11.1%) と続いた。

図表 50 被害児童の年齢別の内訳

| 被害児童の年齢 | 件数 | 割合 |
|---------|----|--------|
| 0歳 | 2 | 22.2% |
| 1歳 | 0 | 0.0% |
| 2歳 | 1 | 11.1% |
| 3歳 | 1 | 11.1% |
| 4歳 | 1 | 11.1% |
| 5歳以上 | 3 | 33.3% |
| 無回答 | 1 | 11.1% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの被害児童のきょうだいの年齢の内訳については、以下の通りである。

図表 51 被害児童のきょうだいの年齢別の内訳

| 被害児童のきょうだいの年齢 | 一人目 | 割合 | 二人目 | 割合 | 三人目 | 割合 |
|---------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 0歳 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 1歳 | 1 | 11.1% | 1 | 11.1% | 0 | 0.0% |
| 2歳 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 3歳 | 1 | 11.1% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4歳 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 5歳以上 | 2 | 22.2% | 1 | 11.1% | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 5 | 55.6% | 7 | 77.8% | 9 | 100.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% | 9 | 100.0% | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当である面前DVケースの被害児童と生活を共にしている人については、以下の通りである。

「実母」が9件（100.0%）と最も多く、「実父」が7件（77.8%）、「内縁の男性」、「上記以外」が1件（1.1%）と続いた。

図表 52 被害児童と生活をともにしている人（複数回答可）

| 被害児童と生活を共にしている人 | 件数 | 割合 |
|-----------------|----|--------|
| 1. 実父 | 7 | 77.8% |
| 2. 養父・継父 | 0 | 0.0% |
| 3. 内縁の男性 | 1 | 11.1% |
| 4. その他の男性 | 0 | 0.0% |
| 5. 実母 | 9 | 100.0% |
| 6. 養母・継母 | 0 | 0.0% |
| 7. 内縁の女性 | 0 | 0.0% |
| 8. その他の女性 | 0 | 0.0% |
| 9. 上記以外 | 1 | 11.1% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 回答ケースの合計数 | 9 | - |

児童相談所での処理が適当である面前DVケースの過去の虐待通告の有無については、以下の通りである。

「これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった」ものが3件（33.3%）、「過去に当該児童に関する虐待通告があった」ものが6件（66.7%）と続いた。

図表 53 過去の虐待通告の有無

| 過去の虐待通告の有無 | 件数 | 割合 |
|---------------------------|----|--------|
| 1. これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった | 3 | 33.3% |
| 2. 過去に当該児童に関する虐待通告があった | 6 | 66.7% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前DVケースの過去の一時保護実施の有無については、

以下の通りである。

「児童福祉法に基づき一時保護をした」ものが2件（22.2%）、「DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された（委託含む）」が0件（0.0%）、「一時保護はされなかった」ものが7件（77.8%）であった。

図表 54 過去の一時保護実施の有無

| 過去の一時保護実施の有無 | 件数 | 割合 |
|---|----|--------|
| 1. 児童福祉法に基づき一時保護をした | 2 | 22.2% |
| 2. DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された（委託を含む） | 0 | 0.0% |
| 3. 一時保護はされなかった | 7 | 77.8% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 9 | 100.0% |

児童相談所での処理が適当な面前 DV ケースの実施した援助内容については、以下の通りである。

「措置によらない指導（市区町村送致）」が4件（44.4%）と最も多く、「措置によらない指導（助言指導）」が3件（33.3%）、「措置による指導（児童福祉司指導）」が2件（22.2%）と続いた。

図表 55 実施した援助内容（複数選択可）

| 実施した援助内容 | 件数 | 割合 |
|-----------------------------------|----|-------|
| 措置入所又は措置による里親委託（保護者同意あり） | 0 | 0.0% |
| 措置入所又は措置による里親委託（児童福祉法第28条申立によるもの） | 0 | 0.0% |
| 措置によらない指導（助言指導） | 3 | 33.3% |
| 措置によらない指導（継続指導） | 1 | 11.1% |
| 措置によらない指導（他機関あっせん） | 1 | 11.1% |
| 措置によらない指導（市町村送致） | 4 | 44.4% |
| 措置による指導（児童福祉司指導） | 2 | 22.2% |
| 措置による指導（児童委員指導） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（市町村指導委託） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（児童家庭支援センター指導） | 0 | 0.0% |
| 措置による指導（その他の措置による指導） | 0 | 0.0% |
| 訓戒、誓約措置 | 1 | 11.1% |
| 上記以外の支援 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 回答ケースの合計数 | 9 | - |

当該ケースにおいて、市区町村等の関係機関とどのような役割分担をして対応にあたったか、自由記述式回答の形式で尋ね、回答を得た。回答内容を確認したところ、下記の通りである。

図表 56 市区町村等の関係機関との役割分担の内容

| |
|--|
| 市区町村等の関係機関とどのような役割分担をして対応したか |
| 市区町村は生活が営まれている身近な場所で子ども・家庭に寄り添いつつ、様々な地域資源をつなげて「面」で支援する際の調整役を担い、より細やかな対応にあたっている。 |
| 子ども家庭支援センターの家事支援事業などのサービス提供など |
| 末子に所属がついていなかったため、母子保健担当部署と連携しての相談援助の実施。 |
| 市町村送致の対象が面前DVと限定されており、児童相談所としては面前DVケースと判断し送致を実施したが、市町村側は父の児童の面前での自傷行為を心理的虐待として判断したため、送致不可となった。 |
| 警察が現認した夫婦喧嘩目撃の事案であったためルールに基づき送致した。 |
| 区役所の所管部署での対応では改善が困難な場合には、児童相談所が送致や援助要請を受けることについて確認している。 |
| 父母が離れて暮らしているかを市区町村が確認する。父母それぞれに養育上の指導や助言をする。市区町村送致をした後は、市区町村のみが対応。必要が生じたときに児相に連絡をもらう。 |
| 通告2回までは子ども家庭支援センターに依頼をしたが、3回目以降は児童相談所に対応となった。 |

※自由記述は一部匿名化の処理を行っている。

また、市区町村等の関係機関と役割分担を検討する際に重視した点を尋ね、自由記述回答の形式で回答を得た。回答内容を確認したところ、下記の通りである。

図表 57 市区町村等の関係機関との役割分担を検討する際に重視した点

| |
|---|
| 市区町村等の関係機関との役割分担を検討する際に重視した点 |
| 実父が無職という情報があったことから、虐待への注意喚起のみならず、適切な地域資源へつなぐことを含め、送致を検討した。 |
| 母が避難を決意したときに備えて婦人相談員との連携 |
| 第1子、第2子と末子とが異父関係にあるため、兄弟間の差別的な扱いの有無や、第1子、第2子への身体的虐待やネグレクトの有無の把握 |
| 主訴が面前DVによる心理的虐待かどうか |
| 現認ができていること、虐待が軽微なものであること |
| 数回程度までの面前DV通告（背景に他のリスク要因が認められない場合）について、区役所へ送致することとしている。 |

※自由記述は一部匿名化の処理を行っている。

当該ケースにおいて、どのような理由で「児童相談所での処理が適当である」と判断したかについて自由記述式回答の形式で尋ね、回答を得た。回答内容を確認したところ、下記の通りである。

図表 58 児童相談所での処理が適当だと判断した理由

| |
|---|
| どのような理由で、「初期対応の段階から貴児童相談所にて処理を行うのが適当であった」と判断しましたか |
| 送致後、当該ケースは市外と当市を行き来する生活を送っており、対象児童の住民票は市外にあることが確認され、管轄児相や地区町村への情報提供が必要となった。住基上で確認されなかった時点で当所での対応を検討する必要がある。 |
| 送致案件後、2週間以内に児童への身体的虐待が起きており、父母間の不和及び家庭内が不安定なため。 |
| もともと母自身が特定妊婦であり、生活、育児の面で支援が必要な人物であったことに加え、内縁関係の男性との口論、不和が継続していたため。 |
| 送致不可と市町村から回答があったため。 |
| 通告のすぐ後に本児が身柄通告となった。母子関係など児相が本件から調査を行っていただければ後の身柄通告が回避できたかもしれないため。 |
| ルールに基づいて送致しているので、個別する余地はあまりない。 |
| 3回の通告を区送致にしたあと、事件が起こった。 |
| 書類通告を受け、翌日に同様の内容で身柄通告を受けた。これまで複数回警察からの通告が繰り返されていたため、状況やリスクの把握を行い、児相が介入するタイミングについては検討の余地があったのではないかと考える。 |
| 母の育児負担もあったので、初回は子ども家庭支援センター。頻回に通告が入るようになったところで一時保護も念頭に入れ児童相談所が対応とした。 |

※自由記述は一部匿名化の処理を行っている。

3) 面前 DV ケース対応の増加に伴う業務上の変化（自由記述式回答）

面前 DV ケース対応の増加に伴う業務上の変化について、自由記述式回答の形式で 145 件の回答を得た。回答内容を確認し、カテゴリーに整理したところ、以下のような結果を示した（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することとした）。

業務上の変化について、ポジティブな変化、ネガティブな変化、どちらともいえないものに回答内容を分類したところ、下記の通りであった。ポジティブな変化とみられる回答は 4 件（2.8%）、ネガティブな変化とみられる回答は 103 件（71.0%）、どちらともいえないものは 44 件（30.3%）であった。

図表 59 面前 DV ケース対応の増加に伴う業務上の変化①

| 変化 | 件数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| ポジティブ | 4 | 2.8% |
| ネガティブ | 103 | 71.0% |
| どちらともいえない | 44 | 30.3% |

また、業務上の変化について、回答内容を、業務内容の量的な変化、業務内容の質的な変化、対応・体制の変化、リスク評価によるケース分類の実施、その他に分類したところ、下記の通りであった。業務内容の量的な変化は 94 件（64.8%）、業務内容の質的な変化は 41 件（28.3%）、対応や体制の変化は 57 件（39.3%）となった。また、各カテゴリーの回答内容は以下の通りである。

図表 60 面前 DV ケース対応の増加に伴う業務上の変化②

| 変化 | 件数 | 割合 |
|-------------------------------|----|-------|
| ①業務量の変化（量的な変化） | 94 | 64.8% |
| 全体的な業務量（時間・労力）の増加 | 65 | 44.8% |
| 事務処理（記録等の書類作成）の増加 | 17 | 11.7% |
| 各種会議（受理会議・進行管理）の増加 | 6 | 4.1% |
| ケースワーク（調査・支援）における業務量の増加 | 26 | 17.9% |
| 市区町村への送致件数（業務量）の増加 | 13 | 9.0% |
| 関係機関との連携機会の増加 | 8 | 5.5% |
| 時間外勤務の増加 | 7 | 4.8% |
| ②業務内容の変化（質的な変化） | 41 | 28.3% |
| 軽微なケースの増加 | 17 | 11.7% |
| 重篤なケースに取組む時間の減少 | 13 | 9.0% |
| 形式的なケースワークの増加 | 11 | 7.6% |
| 専門性の高い業務に取組む時間の減少 | 6 | 4.1% |
| 他のケースに取組む時間の減少（一ケースに取組む時間の減少） | 23 | 15.9% |
| 虐待対応以外の業務の増加 | 1 | 0.7% |
| ③対応・体制の変化 | 57 | 39.3% |
| 職員（児童福祉司・心理司等）の増員 | 9 | 6.2% |
| 所内体制（職員配置・業務分担）の変更 | 20 | 13.8% |
| 所内対応（ケースワーク）の変更 | 12 | 8.3% |
| 面前DVに特化したフロー | 12 | 8.3% |
| 市区町村へ事案送致 | 14 | 9.7% |
| 他機関へ業務委託 | 3 | 2.1% |

4) 面前 DV ケース対応において負担に感じること

面前 DV ケース対応において負担に感じることについて、自由記述式回答の形式で 144 件の回答を得た。回答内容を確認し、複数のカテゴリーに整理したところ、以下のような結果となった。（カテゴリーが重複する場合は、複数のカテゴリーに分類することとした。）

面前 DV ケース対応における負担のうち、「児童相談所による対応が不要と考えられる通告（面前 DV 全件が児童相談所へ通告されていること）」に関する負担が 53 件（36.6%）、「通告件数増加による業務の圧迫（軽微なケースであっても時間や労力を要すること）」に関する負担が 53 件（36.6%）、「市区町村送致や各機関との調整に関する事務（直接市区町村が受理すれば発生しない業務等）」に関する負担が 18 件（12.4%）、「虐待の認識や指導効果が薄い保護者への対応（保護者が児童相談所に協力的ではない、再通告が多い、長期化しやすい）」に関する負担が 72 件（49.7%）、「DV に関して専門的・特別な対応を要すること（本来の児童相談所の役割とは異なる業務が発生する）」に関する負担が 24 件（16.6%）、その他が 13 件（9.0%）であった。

図表 61 面前 DV ケース対応における負担

| カテゴリ | 件数 | 割合 |
|---|----|-------|
| 児童相談所による対応が不要と考えられる通告（面前DV全件が児相へ通告されていること） | 53 | 36.6% |
| 件数増加による業務の圧迫（軽微なケースでも時間や労力を要すること） | 53 | 36.6% |
| 市区町村送致や各機関との調整に関する事務（直接市区町村が受理すれば発生しない業務等） | 18 | 12.4% |
| 虐待の認識や指導効果が薄い保護者への対応（保護者が児相に協力的でない・再通告や長期化） | 72 | 49.7% |
| DVに関して専門的・特別な対応を要すること（本来の児相の役割とは異なる業務が発生する） | 24 | 16.6% |
| その他 | 13 | 9.0% |

4 考察

(1) 面前 DV ケースの対応状況等

アンケート調査では、警察からの通告による面前 DV ケースの対応状況について、その概観を捉えるために、令和 3 年度の児童虐待対応件数や、令和 3 年度に受理した警察からの通告による心理的虐待ケースの件数、面前 DV ケースの件数等を尋ねた。その結果、児童相談所において対応する児童虐待事案において、警察からの通告によるものは心理的虐待においては約 6 割、面前 DV においては約 8 割の件数を占めていることを確認した。

令和 3 年度に受理したケースについて、児童相談所で評価したリスクの程度を尋ねた所、「軽度」に該当するものが半数程度を占めており、面前 DV ケースは比較的軽度なケースが多いことが考えられる。

面前 DV ケースを受理した際の対応については、「原則、児童相談所で初期対応を行い必要に応じて送致している」との回答が半数を超えた一方で、「通告時に危険性・切迫性が高くないと判断した事案のみ市区町村に送致している」との回答が 2 割弱、「市区町村に原則として送致している」が 1 割を切るなどしており、現状では、一定数は市区町村に送致されているが、児童相談所において初期対応が行われる場合が多いと考えられる。

では、どのような場合に、面前 DV ケースが初期対応から市区町村に送致されているのだろうか。その状況について、次項で、面前 DV のケースワークについて訊ねた質問から考察していきたい。

(2) 面前 DV ケースの市区町村送致

アンケート調査では、面前 DV ケースにおいて、市区町村への送致が適当であるケースについて、その内容を詳細に尋ねた。

市区町村への送致が適当であると判断した理由について、自由記述式で得た回答を整理したところ、「リスクが軽度・軽微なケースである」という理由を挙げた回答者が多い結果となった。リスクが軽度・軽微であるという判断は様々な点からなされており、例えば、DVが常態化していない、身体的暴力を伴わない、といった点や、児童にDVの影響がない(少ない)という点、児童の安全確認や安全確保が出来ているという点から判断されている場合があった。また、保護者が指導を受け入れている、介入的なケースワークの必要がないといった点も判断の基準となる場合があることが確認できた。

リスクの観点以外にも、「市区町村による支援の方が合理的・効率的である」という理由を挙げた回答者も多い結果となった。市がこれまでに支援を行っていた、養育相談や女性相談など市に支援のための資源がある等がこれに該当する。これは、別の質問で、市区町村等の関係機関との役割分担について尋ねた結果得られた回答とも一致しており、市区町村が相談・支援を実施する、指導を実施する、家庭訪問や面接を実施するといった回答が多く見られた。

なお、アンケート調査では、児童相談所での処理が適当であるケースについても、その内容を詳細に尋ねている。このケースは回答自体が少なかったが、得られた回答のうち、児童相談所での処理が適当であったと判断した理由としては、送致後に児童への身体的虐待が起きた、母親自身が特定妊婦であり支援が必要であった上に内縁関係の男性との不和が継続していた、DVの状況が悪化した、頻回に通告が入るようになったといったことが挙げられた。

(3) 面前 DV ケースのリスク評価の決め手

アンケート調査では、面前 DV ケースのリスク評価の決め手についても、自由記述式の回答を求めている。回答を整理した結果、「DVの状況(程度や頻度)」に関するものが半数以上を占めた。その他にも、「子どもへの影響・子ども状況」、「過去の通告歴」、「子どもの安全確認が出来ている」といった点がリスク評価の決め手として回答された。

(4) 面前 DV ケースの増加に伴う業務上の変化

アンケート調査において、面前 DV ケースの増加に伴う業務上の変化を自由記述式の質問で尋ねた所、業務量が増加した、業務内容が変化した、といった回答が多く集まった。また、それらの変化と共に、職員の増員、所内体制の変化、所内対応フローの変更といった対応が生じていることが確認できた。

回答数としては多くないが、中には、送致を通じて通告対応の仕方について助言指導を行い、市町との連携も深められるようになった、区市町村へ送致できていること

で、実質的な児相の負担は減っている、警察からの通告が増えたこと、対応については市町担当課職員とともに動くことで、警察や市町を含め関係機関と連携する機会が増えた、見落とされていた面前 DV 以外の課題等をすくい上げることができる場合もある、といったポジティブな変化についての回答も得られた。

第4章 ヒアリング調査

1 目的

今後の面前DVへの対応のあり方に対する検討に資する詳細な情報を収集するため、面前DVの通告を受理した際に実施するリスク評価の内容や、市区町村への送致の状況、警察との連携の状況等について聴取することを目的に、ヒアリング調査を実施した。

2 調査の概要

(1) ヒアリング調査の対象

ヒアリング調査の対象は、アンケート調査の回答内容を踏まえ、検討委員会での議論を経た上で面前DV対応について示唆に富む経験を有すると思われる児童相談所6所（都道府県児童相談所4所、政令指定都市児童相談所2所）を選定した。対象選定にあたっては、以下の4つの視点を用いて検討した。

図表 62 ヒアリング調査の対象選定に用いた視点

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 視点① | 面前DVケースの送致判断・リスク評価を行なっている。 |
| 視点② | 面前DVケースのリスク評価を勘案して市区町村へ送致を検討している。 |
| 視点③ | 面前DVケースワークにおける市区町村との役割分担に特殊性がある。 |
| 視点④ | 面前DVケース増加によるポジティブな変化が起こっている。 |

(2) 調査の実施時期

2023年2月上旬～2023年2月中旬（3週間程度）

(3) 調査の方法

ヒアリングはオンライン会議形式にて実施。半構造化面接技法を用いて実施した。

(4) 調査項目

主なヒアリング項目は、以下の通りである。

図表 63 ヒアリング調査項目

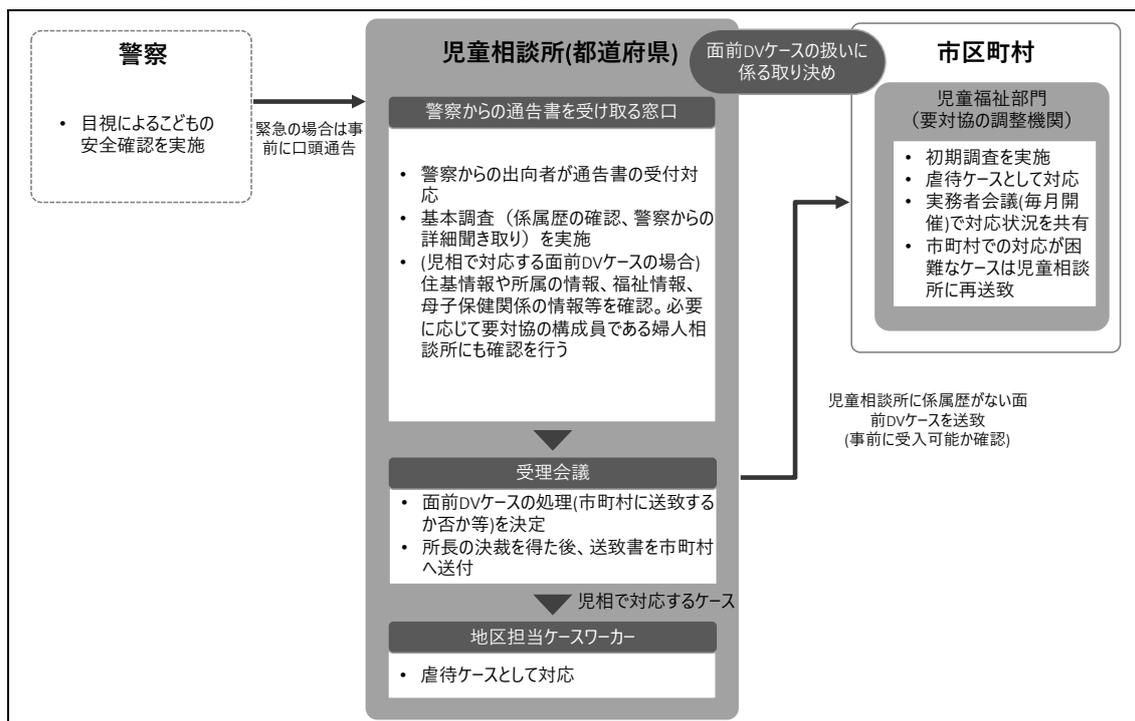
| 項目カテゴリー | 質問内容 |
|------------------|---|
| 1. 基本情報 | ヒアリング調査協力者について <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待事案への対応経験年数 ・ 有する資格、専門性 |
| 2. 所内の面前 DV 対応体制 | 所内の面前 DV ケース対応体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 面前 DV ケースの対応体制（所内メンバーの数や体制） ・ 面前 DV ケースに対して用いるリスクアセスメントツール（指標）の有無、（有の場合）おおまかな内容 ・ 面前 DV ケースに対して実施している調査等について（調査方法や調査内容、指導方法や指導内容） |
| 3. 市区町村との連携体制 | 市区町村との連携体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 面前 DV ケース送致にかかる市区町村との連携体制 ・ 面前 DV ケース送致にかかる市区町村との取り決めの有無、（有の場合）取り決めの内容 ・ （面前 DV ケースを市区町村に送致している場合）送致のタイミング、送致することの判断の基準 ・ （面前 DV ケースを市区町村に送致していない場合）市区町村等への送致を実施しない（できない）背景や理由 ・ 面前 DV ケースの取り扱いに関する市区町村と児童相談所の連携において課題に感じること |
| 4. 警察との連携体制 | 警察との連携体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 面前 DV ケース通告にかかる警察との連携において工夫していること ・ 面前 DV ケースの取り扱いに関する警察と児童相談所の連携において課題に感じること |
| 5. その他関係機関との連携体制 | その他関係機関との連携体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ 面前 DV ケースの対応においてその他関係機関（配偶者暴力支援センター等）との連携体制（連携の開始時期、連携している部署、連携内容、連駈のタイミング等） ・ その他関係機関との連携において課題に感じること |
| 6. 面前 DV のリスク判断 | 面前 DV のリスク判断について <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大なリスクがある／重大なリスクが生じる可能性があるとして判断できる面前 DV ケースの特徴 ・ 現在も将来的にもリスクはあまりないと感じる面前 DV ケースの特徴 ・ 初期対応の段階から市区町村に送致したらよいと思われる面前 DV ケースはどのようなものか ・ 初期対応の段階から市区町村に送致しない方がよいと思われる面前 DV ケースはどのようなものか |
| 7. 面前 DV への対応の課題 | 面前 DV への対応の課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く、面前 DV ケースに対応する中で感じる課題 |

3 結果

(1) 面前 DV ケースの対応体制（所内、警察、市区町村等）

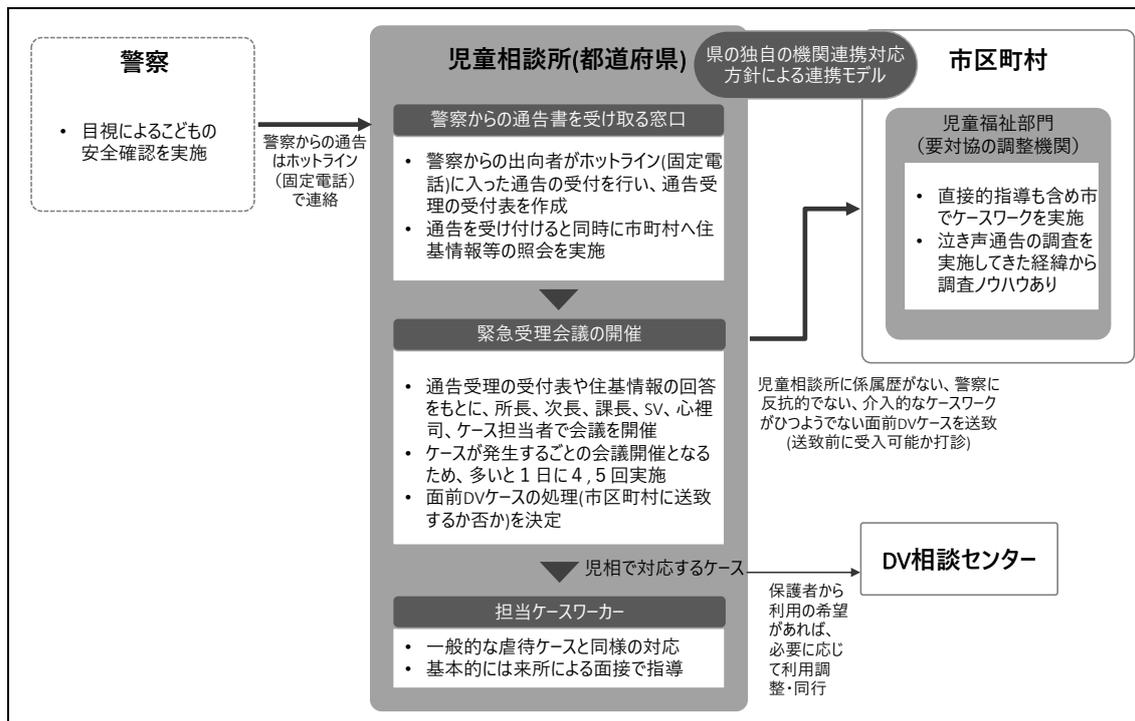
ヒアリング調査協力先における、面前 DV ケースの対応体制（所内、警察との連携、市区町村との連携等）を下記にまとめる。

図表 64 A 児童相談所における対応体制



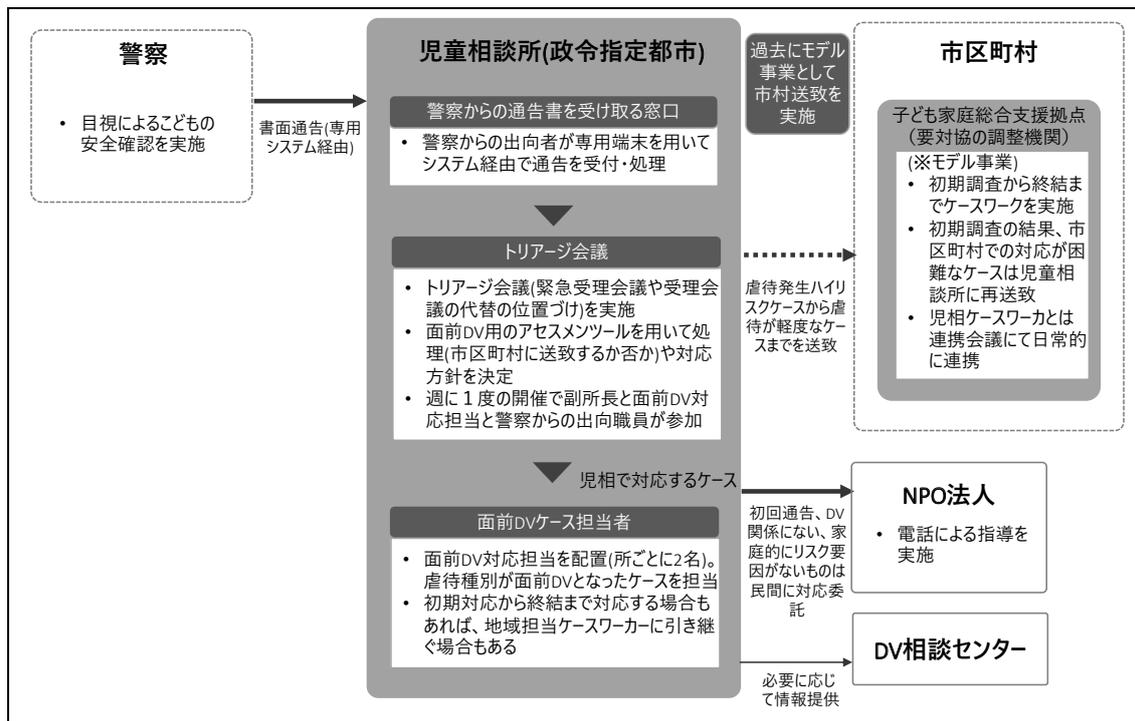
※ 児童相談所に係属歴がないケースは基本的には市町村へ送致（事前に市区町村に電話をして送致可能かどうか確認している）

図表 65 B 児童相談所における対応体制



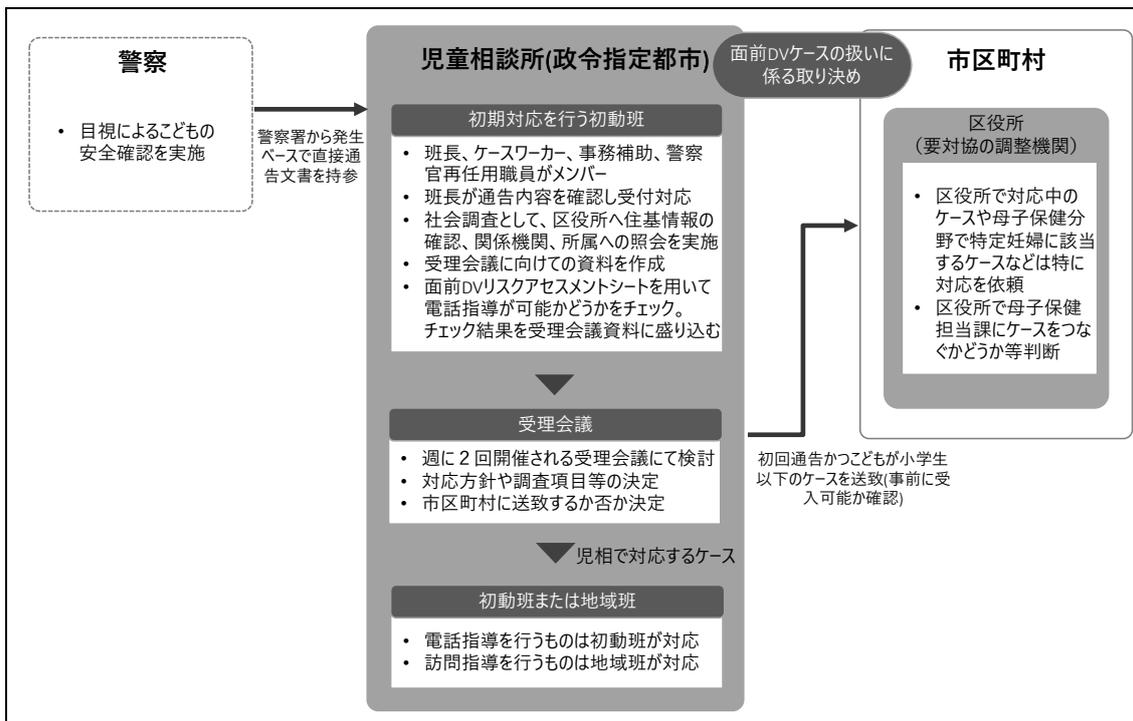
※ 児童相談所でこれまで取扱い歴のないケース、警察に対して反抗的でないケース、介入的なケースワークが必要ないケースであれば、基本的には市区町村に送致

図表 66 C 児童相談所における対応体制



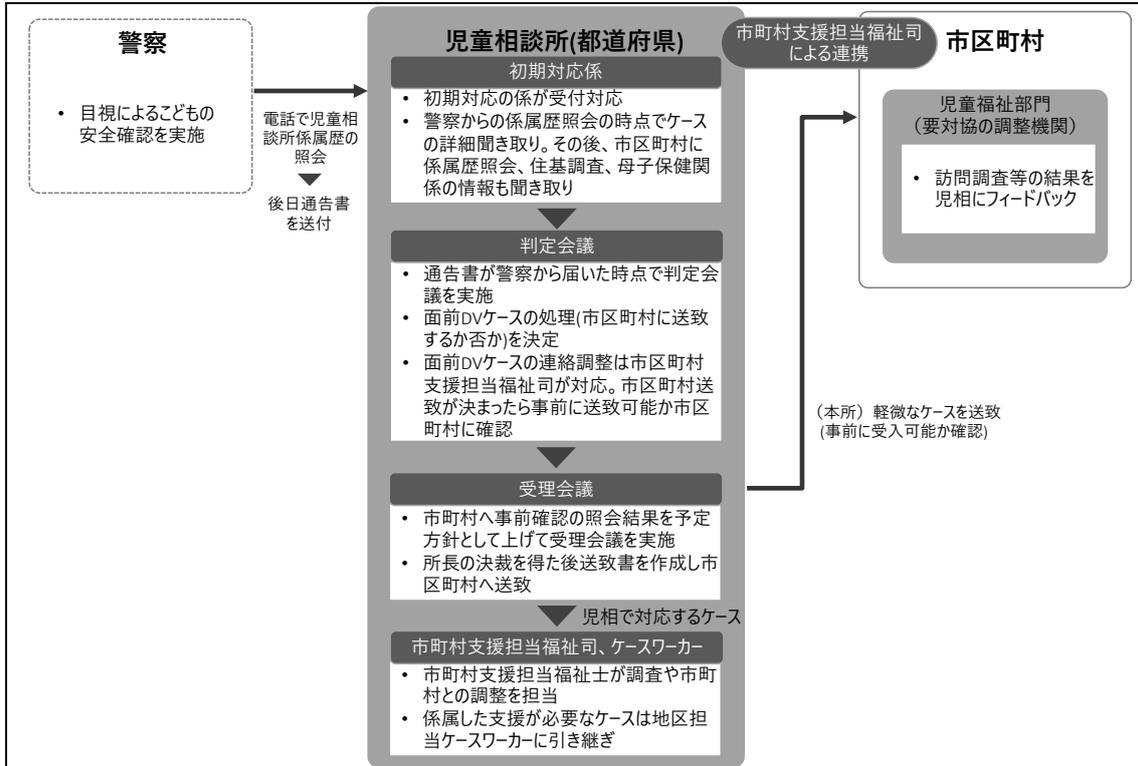
- ※ モデル事業実施時は、虐待発生予防ケース（虐待発生のハイリスクケース）から虐待が軽度なケースまでが送致対象。市区町村送致となった場合は、調査から依頼（調査の結果、市区町村では対応できないという場合は再送致で児童相談所の対応）
- ※ 児童相談所で取り扱い中でなければ、上記のリスク判断の範囲のケースはほぼすべて市区町村へ送致

図表 67 D 児童相談所における対応体制



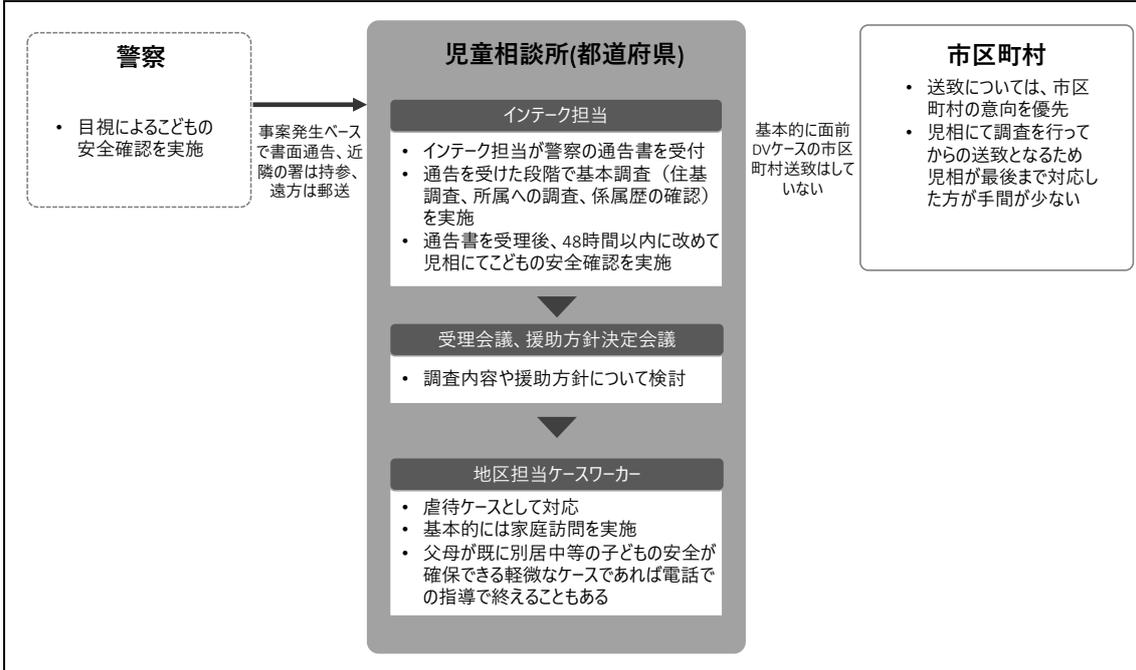
- ※ 文書化はしていないが取り決めはあり、初回でもこどもが中学生以上のケースは児童相談所が対応している
- ※ 母子保健関係は市区町村の方が多くの情報を持っているため、市区町村送致の対象となるこどもの年齢を乳幼児から徐々に広げている

図表 68 E 児童相談所における対応体制



- ※ 市区町村送致するケースのおおむねの目安で言えば、こどもに直接身体的暴力が向かっていない、父母が分離されていて状況が落ち着いているなど、暴力が軽微であったり、両親が離れて生活して再発が少なかったりといったことを基準にして送致を実施
- ※ 市区町村送致のタイミングは、判定会議で所長の決裁が終わり次第、市区町村送致のための書類（送致書）を作成して送付

図表 69 F 児童相談所における対応体制



※ 地域でしっかりケースを見守ってもらうといった意味合いで送致することはある

市区町村との連携体制の構築に関して、各地の取組や工夫が聞かれた。主な内容を以下に示す。

(市区町村との連携体制)

- ・ 市区町村送致を始めた当初からスムーズに実施できている。平成 28 年度末に送致の取り決めをしたが、それに記載されている役割分担表をはじめとする内容は、事前にすべての市区町村に 2 回ヒアリングをし、その結果をまとめて作成したもの
- ・ 市区町村送致に関して昨年から着手しているので、実績件数はまだそれほど多くはなく、警察からの面前 DV に係る通告のうち、送致しているのは 1 割程度。最初は市区町村が連携モデル通りに送致できる状況になく、少しずつ浸透させていった経緯がある
- ・ 現時点では、面前 DV ケースの市町村送致は行われていない。これまでに行ったモデル事業を踏まえて、今後、市区町村へ送致していく想定で協議をしている段階(モデル事業は令和 2 年度から実施しており、令和 2 年度は 1 行政区、令和 3 年度は 2 行政区に面前 DV ケースを送致)。将来的な連携体制を見据えて、モデル事業を実施した以外の行政区とも、本庁の担当部門と共に協議を重ねている
- ・ 面前 DV についてはほとんどのケースで市町村送致をしている。児童相談所で対応するケースの場合でも一定の調査をして終える場合がほとんどであり、虐待対応係で調査し終結するかどうかの判断をしている。市町村送致した案件は、児童相談所職員は同行をしていない(訪問調査について市区町村から結果を後で教えてもらう形)
- ・ 現在の体制をとるようになったのは令和 2 年度からである。それ以前から話し合いをしはじめ、市町と個別に協議をしてきた

(市区町村への送致を実施しない背景や理由)

- ・ 県が定めた児童相談所業務取扱要領において市町村との連携について示されているが、実際の運用はその通りではない。現状は市町村の意向を優先しており、送致しづらい状況

市区町村との連携における課題として、下記が挙げられた。主な内容を以下に示す。

(課題に感じること)

- ・ 市の業務の繁忙状況によっては送致を受けてもらえないことがある。理由としては、市のこども家庭相談は明らかに人員不足であり、職員が減っており人手としては足りていない状況がある。町村についてはそもそもケース自体が少ないので、町村担

当者の経験値が蓄積される前に職員が異動してしまう

- ・ 児童相談所としては虐待リスクが軽度と判断しても、市区町村からはもう少し重いケースなのではないかといった反応もあり、双方でまだまだすり合わせの必要があると感じる
- ・ 市区町村側としては、地域で対応する意味がどこにあるのか、それを考えて対応していきたいとの意見。地域での対応の強みはどこにあるのかについて、児童相談所側としても理解を含めたい
- ・ まずは市区町村に送致の体制を整えてもらいたいところ。研修なども充実させたいが、マンパワーがたりなかったり、経験が少ない職員も多かったりといった課題もある
- ・ 市区町村や行政区、県をまたいで保護者や子どもが避難している場合などは、どこが主体で調査を開始していけばよいのかなど、協議していかなければならない部分は多い

警察との連携における課題として、下記が挙げられた。主な内容を以下に示す。

(課題に感じること)

- ・ 通告書の内容が夫婦喧嘩やDVといった親の出来事が主になっていて、子どもの詳細な記載がない場合がある
- ・ 危険度について、児童相談所と警察でずれがある場合がある

関係機関との連携における課題として、下記が挙げられた。主な内容を以下に示す。

(課題に感じること)

- ・ DVケースへの対応で言えば相談者(被害者)の意向が尊重されるので、被害者が相談機関に相談することに対して積極的であればつなげることが出来るが、消極的な場合は(DV相談が)立ち消えになるケースもある
- ・ 本人からの相談を待つのが配暴センターの特徴のため、児童相談所が間に入ったとしてもなかなか相談が継続しないジレンマがある

(2) 面前DVのリスク判断

ヒアリング調査では、「重大なリスクがある／重大なリスクが生じる可能性がある」と判断できる面前DVケースの特徴」として、下記が挙げられた(キーワードを太字で示している)。

(精神疾患)

- ・ 母子家庭に男性が入り込んでの DV や、DV があり離婚再婚を繰り返しているなど、**家庭全体でのリスク**といった部分が判断する上で重要と思われる。また、保護者が**精神的疾患**を抱えている場合などはリスクが高い。不安定な家庭のなかで DV が起きていると考えると、こどもに影響がでているのではないかと思う
- ・ 父母とも**精神疾患**があつて不安定といったケースで、今までもお子さんが何かあつても言えなかったり表にも出てこられなかったりしたケースは**重大リスク**があると思う

(繰り返されるケース、複数のリスク)

- ・ **繰り返されている、年齢が低い、親が課題を抱えているなど**
- ・ 「**面前 DV**」が**繰り返されており**、その中でこどもが乳幼児、障がい児である、保護者が精神的に問題を抱えているなどの**複数のリスク要因**が絡むものは**重大**
- ・ **暴力をとまなう喧嘩が繰り返されている、喧嘩や DV 以外にも複数リスク要因がある、夫婦喧嘩ではなく DV である、こどもに重大な影響がでている、こどもに身体的暴力がある、発育・発達が阻害されているなどは重大なリスク**だと考えている

(その他)

- ・ **加害親と被害親の力関係が偏っていて支配的**であり、それがこどもにも及んでいるケース
- ・ **アルコールや薬物の問題を抱えて暴力を振っているケース**。さらに、**親族や支援者がいない孤立した世帯**
- ・ 共働きの両親で夫婦喧嘩が多く、こどもがそれを見るのも聞くのも嫌だとして学校で元気がなくなり朝起きることができず遅刻する、といったような事象は**面前 DV**が関係していると思う。中学生高校生は影響がないのかもしれない。小さいお子さんであれば、あまりにも夫婦喧嘩が多いと影響があるように思う

「現在も将来的にもリスクはあまりないと感じる面前 DV ケースの特徴」として、下記が挙げられた。

(接触しやすいケース)

- ・ **すぐに接触できるような家庭であれば、指導も受け入れられ易いことが多い**
- ・ 他に**リスク要因がなく口論のみの夫婦喧嘩のような、そもそも面前 DV なのか疑問のある事案や、通告の頻度や回数が少ない、など**
- ・ こどもが中学生高校生であり**影響がないような家庭や、父親母親への1回の指導で終わることができるような家庭は、リスクが少ないのではないか**

(こどもに矛先が向いていないケース)

- ・ 加害親と被害親の間で力関係に差がない単発の夫婦喧嘩や、こどもに矛先が向いていないもの

(リスクの少ないケースはない)

- ・ 面前 DV であっても軽微なものはないと思っている。解決策がないと、最初は軽微でも重症化してエスカレートするため、面前 DV を軽くとらえてはいけなないと考えている

「初期対応の段階から市区町村に送致したらよいと思われる面前 DV ケース」として、下記が挙げられた。

(軽微なケース)

- ・ 送致する先は支援拠点があり、母子支援の機能もあるので、夫婦喧嘩に限らず DV 事案であっても、こどもの影響としてリスクが大きく出ていないのであれば、送致できると考えている
- ・ もしも初動から市区町村に依頼するのであれば、暴力をとまなわれない、口論のみの面前 DV ケースを想定

(市区町村のサービスがあると良いケース)

- ・ 児童相談所が介入するよりも市区町村の方が家庭の情報や提供できるサービスを持っているから良いと思う一方で、虐待の程度についても勘案しなければならないと思う

「初期対応の段階から市区町村に送致しない方が良いと思われる面前 DV ケース」として、下記が挙げられた。

(繰り返されるケース、暴力の伴うケース)

- ・ こどもにも影響が出ていて、心理的ケアが必要な場合やこどもが怪我をしている、過去に児童相談所での取扱い歴がある、といったケース
- ・ 繰り返されており、暴力の伴う危険性の高いものは児童相談所で対応するべきだと思う

(その他)

- ・ 市区町村で対応が難しそう、何かまずいと直感的に感じるようなケースは児童相談

所で対応したい

- ・ リスクが高いと思われるものは最初から児童相談所が対応したほうが良い
- ・ リスクについては、こどもの年齢だけでは決められないと思っている。ケースバイケースであり、例えば、一般にこどもが小さい場合にはリスクが高くなるものと考えられるが、その反面、こどもが小さいと市の母子保健で関わりを持ちやすいメリットもある

(3) 面前 DV への対応の課題

ヒアリング調査においては、面前 DV への対応の課題が挙げられた。主な内容を以下に示す。

(連携体制、役割分担)

- ・ 保護者に色々な複合リスクがある場合は、他の専門機関との連携が必要だが、連携強化の仕組み作りが必要
- ・ 児童相談所の負担が過剰だからそれを市区町村が手伝うという構図ではなく、市区町村も面前 DV に対し役割分担をして業務を主体的に担ってほしい

(業務効率化の弊害)

- ・ 面前 DV の軽微なケースに関しては、ある意味でケースワークがシステムティックに実施されているところがある。それはそれで効率的だと思うが、アセスメントが浅くなる弊害を感じている。効率化とケースワークの両立は難しい

(面前 DV ケース特有の課題)

- ・ 面前 DV ケースのうち、なかなか連絡に応じてくれない場合の対応が難しい。連絡が取ればそこで信頼関係を作っていけばよいが、連絡が取れないことにはどうにもならない
- ・ 面接の時に夫婦の話になってしまい、こどもの話になりづらいこともある。こどもへの聞き取りができず、保護者への注意喚起が中心となってしまうのが課題
- ・ 面前 DV は保護者が虐待しているという認識がない。そこを説明するのが大変である
- ・ 人口の少ない地域の場合、ケースが昔から知っている夫婦等の場合、要対協ケースであったとしても危機感があまり無いように感じることもある。児童相談所職員も忙しいため面前 DV を軽くとられてしまいがちであり、これから重症化していくリスクなどを考え対応にあたることの大切さを伝えている

4 考察

ヒアリング調査を通して、面前 DV ケースの取扱いについて、各地でさまざまな工夫がなされていることが把握できた。

ヒアリング協力先には、面前 DV ケースについて、初期の対応から市町村に送致している所も複数あったが、その基準は所により様々であることが分かった。

送致を受ける側の市区町村の状況もまた様々であり、特に職員の少ない市区町村や虐待事案への対応経験のあまりない市区町村に対して送致することが難しい現状も把握できた。

中には、市区町村に送致することに関して取り決めがある所もあったが、取り決めを作るにあたって協議を重ねながら段階を踏んで内容を決め、児童相談所と市区町村の双方の理解を深めていったことが分かった。

面前 DV ケースのうちどの程度を市区町村に送致するかは所により様々であったが、いずれの所においても、通告受理時の対応（通告内容の確認、初期調査等）を丁寧に済ませ、受理会議等を経て対応方策を検討した上で、市町村に送致していることが分かった。

また、ヒアリング調査では、警察との連携が、面前 DV ケースの対応において重要な役割を担っているとの声があり、ヒアリングを行った児童相談所の中には、警察からの出向者が通告受理時の対応を行っているところもあり、面前 DV ケースの対応における警察との連携をさらに図るための方法として捉えられていた。

さらに、市町村支援担当福祉司が、面前 DV ケースの対応においても市区町村との重要な連携役を担う所もあった。

その他の関係機関に関しては、保護者（DV 被害者）に対して配偶者暴力相談支援センターに関する情報を提供したり、センターに対して保護者の情報を提供したりしている所があった。中には、相談希望者に同行して支援する所もあったが、相談は保護者の意思によるものであることなどから、支援に繋ぐことは簡単ではなく、今後、さらなる連携が期待されているところであった。

コラム：児童相談所に配置された DV 相談員や婦人相談員の役割

<A 区の場合>

A 区にある児童相談所には、DV 相談員が週に 3 回配置されている。元々は、区の配偶者暴力相談支援センターの DV 相談・支援を業務委託で担っていた NPO 法人の相談員（中でも特に支援実務に特化した方々）を、DV 相談員として児童相談所の開所当時から配置している。なお、当該法人は、配偶者暴力相談支援センターの相談支援業務も引き続き受託しているので、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの各相談員

間での情報共有を行い関係機関連携も行いやすくなっている。

夫婦喧嘩のようなケースは、通告を受けた児童相談所としても、どちらもやり返しているから単なる夫婦喧嘩だという理由で一様に「軽度の面前 DV」と取り扱う場合も少なくない。通告受理後、初期対応の段階から DV 相談員と連携して対応することで、単なる夫婦喧嘩ではなく DV ではないかと発見できる感度が高まり判断できるようになる点で、とても有意義な取組である。A 区では、家庭訪問時に、児童相談所職員と共に DV 相談員も同行して話を聞いている。こどもの話を聞くのは児童福祉司、DV 被害者である保護者への対応は DV 相談員が担当する、といった形で専門性を活かした役割分担を行っている。DV 相談員が DV 被害者である母の避難、離婚、生活自立等まで伴走型支援を行うことで、DV 及び虐待のある家庭で一時保護されていた児童が、安全な生活環境を整えられた母のもとで家庭復帰できたケース等もある。児童相談所の介入後の家族再統合というケースワークにおいても DV 相談員が重要な役割を果たした解決事例も複数出ており、児童相談所で DV 被害者支援策を講じることがケースワークにも有用な効果を及ぼすことが認められる。

<B 県の場合>

B 県のこども家庭センターには、センター開設当初の 2005 年から婦人相談員が配置されている。配置された婦人相談員は、面前 DV ケースで、被害者が女性の場合はほぼ全てのケースで初回の面接に立ち合いをしている（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づいた制度説明等も実施）。また、市区町村へ面前 DV ケースを送致する際には、市区町村との調整を担っている。また、場合によっては、緊急対応（児童の保護所送致の同行等）において協力してもらうこともある。婦人相談員が配置されたことで、面前 DV ケースの対応含め、業務がスムーズに進むようになっている。

第5章 まとめ（総合考察）

1 面前 DV のリスク判断

アンケート調査では、「面前 DV」ケースのリスク評価の決め手について、「DV の状況（程度や頻度）」に関するものが半数以上を占めた。その他にも、「子どもへの影響・子ども状況」、「過去の通告歴」、「子どもの安全確認が出来ている」といった点が挙げられた。

また、ヒアリング調査において、「重大なリスクがある／重大なリスクが生じる可能性がある」と判断できる面前 DV ケースの特徴」を尋ねた際には、保護者が精神的疾患を抱えている、アルコールや薬物の問題を抱えている、加害親と被害親の力関係が偏っている、といった保護者側の課題についても挙げられた。

当該ケースのこれまでの状況、こどもの状況、保護者の状況など、様々な観点からリスクを評価していくことが求められている。

2 面前 DV ケースの市区町村送致

アンケート調査では、市区町村への送致が適当であると判断した理由について、「リスクが軽度・軽微なケースである」という理由を挙げた回答者が多い結果となった。このことから、面前 DV のリスク評価が重要であると考えられる。

その一方で、リスクの観点以外にも、「市区町村による支援の方が合理的・効率的である」という理由から、面前 DV ケースを市区町村へ送致するかどうかの判断を行う場合もあることが分かった。

ヒアリング調査の結果からも、面前 DV ケースの市区町村送致の基準や考え方はさまざまであることが分かっている。地域の状況に応じて、児童相談所と市区町村とが協議し、その地域に合った、面前 DV 対応におけるもっとも効果的な市区町村送致の方法を検討していくことが望まれる。

3 今後検討が必要な事項、課題

ヒアリング調査結果からは、面前 DV ケースの市区町村送致が効果的に行われている場合に、児童相談所側の負担が軽減されている例も把握できた。ただ、その場合は、児童相談所の負担を軽減するために市区町村へと送致しているのではなく、さまざまな子育て支援サービスを有する市区町村と児童虐待事案への対応の専門性を有する児童相談所、それぞれの強みを活かした役割分担の中で面前 DV ケースを対応していくことを目指した結果として実施されているものであると考えられる。よって、今後、よ

り良い役割分担が進むよう、児童相談所と市区町村が何を、どこまで、どのように対応するのかについて協議を重ね、それぞれの地域にあった役割分担の方法を検討していくことが重要である。

他方、アンケート調査の結果からは、業務量が増加した、業務内容が変化した、職員の増員や所内体制の変更等で追加の対応が生じた、といった児童相談所側に生じた負担が把握できた。中には、業務量が増えたことで形式的なケースワークになりがち、見立てが浅くなった、ケースワークができにくい状況になった、などの回答も見られた。ケースワークの充実と業務の効率化を両立させることは容易ではないかもしれないが、本来、児童相談所がその専門性を活かしながら行う虐待防止のために実効的なケースワークに時間が割けず、虐待状況が重篤化したといった事態に陥らないよう、前述の面前DVケースにおける市区町村への送致や市区町村との効果的な役割分担を含めた対策が必要と言える。

また、保護者の抱えるDVに関する課題の解決のため、婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携が求められる場面が多々あると考えられるが、現状としては、十分な連携体制が構築されている所は一部にとどまる。例えば、児童相談所の中にDV相談員や婦人相談員が配置されている例を参考にするなどして、虐待相談とDV相談が途切れることなく行われる体制を検討していくことが有意義である。

コラム：児童相談所と市区町村の連携強化に資する参考資料

先行研究において、市区町村と児童相談所の効果的な連携が進むための仕組みを検討し、「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」がとりまとめられています。区町村との連携体制や役割分担を検討する際に参考となることが考えられる。

<出典>

2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「市町村の体制強化に関する研究調査」（国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000763327.pdf>

第6章 成果の公表方法

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

第 7 章 資料編

(参考資料) A 県提供資料「虐待重症度判断基準表」

児童虐待対応 市町村と児童相談所の役割分担に係る「虐待重症度判断基準表」

| レベル | 対応 | 子どもの状態 | 具体的なリスク因子 |
|---------------|--|--|--|
| 最重度 | 児童相談所対応 児童相談所において安全確保を第一に対応 緊急一時保護を依頼(警察との連携) | 子どもに重篤な被害が生じている | <ul style="list-style-type: none"> 致死的な外傷(内臓破裂、頭蓋骨骨折、SBS、重症火傷など) 重度のネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄など) 性的虐待(深い)(性交、性的行為の強要、妊娠、性器を触る、性感帯刺激など) 子どもの帰宅拒否が頻りに理由が相応 子どもの保護者への拒否感、おそれ、おひえ、不安が強い |
| 重度 分離保護が必要 | 児童相談所が主に対応 児童相談所主体の関係機関連携による支援 (状況に応じて一時保護を依頼) | 子ども自身が保護を求めている | <ul style="list-style-type: none"> 生命に危険な行為(頭部打撃、顔面攻撃、首締めなど)があり、繰り返される可能性が高い 治療を必要とするほどの外傷(骨折、顔面の外傷、火傷など)がある 乳幼児の保護者が自己制御がきかないことを訴える 保護者が親子中心(自営企図)、子どもの被害を考えている 乳児を長時間、大人の監督もなく家に放置 特定妊婦(出産後の養育の意思がない妊婦) 過去に、きょうだいがいが不審死している 子どもが慢性的にあざができるような暴力を受けている 保護者に慢性的な精神疾患があり、乳幼児の世話ができいていない |
| 中度 在宅支援 | 市町村が主に対応 市町村主体の関係機関連携による支援 (児童相談所は後方支援) | 今すぐ生命の危険はないが子どもに被害が生じ、又は被害が生じる恐れがある 長期的には子ども心身の成長に重大な影響が生じると危惧される | <ul style="list-style-type: none"> 幼児を長時間又は夜間、大人の監督もなく家に放置 長期にわたり世話が不十分だったり、保護者が関わっていない 家から出してもらえない 子どもへの愛に反して怒斥(罵)させてもらえない(教育ネグレクト) 過去に、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある 近隣住民が気になるほどの子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声(泣き声通告・怒鳴り声通告) 子どもに対する保護者の拒否感が強い 保護者に虐待の自責、認識がない DVがあったり夫婦関係が悪化で子どもにも影響している。(警察からの法第26条によるDV目撃通告、情報提供書による通告) 食事に臨むくらい経済的に困窮している 保護者が精神的に不安定で判断力が低下している 特定妊婦 |
| 軽度 在宅支援 | 市町村対応 市町村の子育て支援サービス提供 地域での定期的な見守り | 実際に虐待があるが、一定の制御があり、一時的なものと考えられる 実際に虐待はないが、今後虐待につながる可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> 外傷が軽くなるほどではない暴力を受けている 子どもに健康問題を起こすほどではないが、養育を十分に放棄している 子どもを叩いてしまったり、世話を怠らなくいと保護者が訴える |

2017年3月16日

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の取集・分析に関する調査研究」
児童相談所における警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告への対応についてのアンケート調査

※薄い水色の枠内が回答欄です。

<1> 貴児童相談所における「面前DV」の取扱いに関する質問

質問1 貴児童相談所の所属する都道府県名をお答えください

| | |
|-------|--------|
| 都道府県名 | 質問1回答欄 |
|-------|--------|

質問2 貴児童相談所名をお答えください（例：〇×児童相談所）

| | |
|--------|--------|
| 児童相談所名 | 質問2回答欄 |
|--------|--------|

質問3 貴児童相談所が所管する地域の人口をお答えください。

また、上記のうち、児童（18歳未満）の人口をお答えください。

※把握されている最新のデータをご記入ください。

※数値は半角でご記入ください。

| | | |
|----------------|--------|-----|
| 管内人口 | 質問3回答欄 | (人) |
| 管内の児童(18歳未満)人口 | | (人) |

質問4 貴児童相談所が、令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に、児童虐待相談として対応した件数(総件数)をお答えください。

また、上記のうち、心理的虐待の件数についてお答えください。

※この質問は、「福祉行政報告例(令和3年度分として厚生労働省に回答済の内容)を基本としてお答えください。

以下の付間及び質問5～7も同様です。

※数値は半角でご記入ください。

| | | |
|---------------------------------------|--------|-----|
| 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)における虐待通告の総件数 | 質問4回答欄 | (件) |
| 上記のうち、心理的虐待件数 | | (件) |

質問4-1 質問4で回答した心理的虐待の件数のうち、警察からの通告の件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

| | | |
|--------------------------------|----------|-----|
| 質問4で回答した心理的虐待の件数のうち、警察からの通告の件数 | 質問4-1回答欄 | (件) |
|--------------------------------|----------|-----|

質問4-1-1 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、身柄を伴う通告の件数)をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|--|------------|-----|
| 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、身柄を伴う通告の件数 | 質問4-1-1回答欄 | (件) |
|--|------------|-----|

質問4-1-2 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、一時保護を実施した件数)をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|---|------------|-----|
| 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、一時保護を実施した件数 | 質問4-1-2回答欄 | (件) |
|---|------------|-----|

質問4-1-3 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、市区町村に送致した件数)についてお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|---|------------|-----|
| 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち、市区町村に送致した件数 | 質問4-1-3回答欄 | (件) |
|---|------------|-----|

質問4-1-4 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」について、通告を受理した際の児童虐待相談所におけるリスク評価の内訳)をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|-------------------------------------|------------|-----|
| 上記(質問4-1の「心理的虐待の件数のうち、警察からの通告件数」のうち | 質問4-1-4回答欄 | (件) |
|-------------------------------------|------------|-----|

リスク「軽度」に該当するもの

| | | |
|----------------|--|-----|
| リスク「軽度」に該当するもの | | (件) |
|----------------|--|-----|

リスク「中程度」に該当するもの

| | | |
|-----------------|--|-----|
| リスク「中程度」に該当するもの | | (件) |
|-----------------|--|-----|

リスク「重度」に該当するもの

| | | |
|----------------|--|-----|
| リスク「重度」に該当するもの | | (件) |
|----------------|--|-----|

以下、本調査において「面前DV」は、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(配偶者(配偶者)の身体に危険を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)の目撃のこと)をいいます。

質問5 貴児童相談所が、令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に、児童虐待相談とした対応した件数のうち、「面前DV」の件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

| | | |
|-------|-----------|-----|
| 質問5-1 | 「面前DV」の件数 | (件) |
|-------|-----------|-----|

質問5-1-1 質問5で回答した「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

| | | |
|---------|-------------------------------|-----|
| 質問5-1-1 | 質問5-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数 | (件) |
|---------|-------------------------------|-----|

質問5-1-1-1 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、身柄を伴う通告の件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|-----------|---|-----|
| 質問5-1-1-1 | 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、身柄を伴う通告の件数 | (件) |
|-----------|---|-----|

質問5-1-2 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、一時保護を実施した件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|---------|--|-----|
| 質問5-1-2 | 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、一時保護を実施した件数 | (件) |
|---------|--|-----|

質問5-1-3 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、市区町村に送致した件数をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|---------|--|-----|
| 質問5-1-3 | 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、市区町村に送致した件数 | (件) |
|---------|--|-----|

質問5-1-4 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)について、通告を受理した際の児童虐待相談所におけるリスク評価の内訳をお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

| | | |
|---------|--|-----|
| 質問5-1-4 | 上記(質問5-1-1の「面前DV」の件数のうち、警察からの通告の件数)のうち、リスク「軽度」に該当するものの件数 | (件) |
| | リスク「中度」に該当するものの件数 | (件) |
| | リスク「重度」に該当するものの件数 | (件) |

質問6 貴児童相談所において、「面前DV」に際する通告を受理した際、どのように対応していますか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 市区町村に原則として送致している
- 通告時に危険性・切迫性が高くないと判断した事実のみ市区町村に送致している
- 原則、児童相談所で初期対応を行い必要に応じて送致している
- その他

| | |
|-----|--------|
| 質問6 | 質問6回答欄 |
|-----|--------|

質問7 貴児童相談所において、「面前DV」ケースにおけるリスク評価のための指標を定めていますか。下記のうちあてはまるものすべてをお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- リスク評価をする際、アセスメントの指標がある。
- リスク評価をする際、使用するガイドラインがある。
- リスク評価をする際、使用するマニュアルがある。
- リスク評価をする際、使用するための基準等は特に定めていない。

| | |
|-----|-----------------|
| 質問7 | 「4. その他」の具体的な内容 |
|-----|-----------------|

| | |
|-----|--------|
| 質問7 | 質問7回答欄 |
|-----|--------|

＜2＞警察からの「面前DV」に係る通告として受理した事案のケースワークに関する質問

これまでに、児童相談所が、警察からの「面前DV」に係る通告として受理したケースのうち、次の①、②にそれぞれ最もあてはまる1つのケースについて、下記の質問8から質問11にお答えください。

- ①警察からの「面前DV」に係る通告を受理後、児童相談所において処理(※)を行ったが、初期対応の段階から市区町村に送致するのが適当と感じたケース
 ②警察からの「面前DV」に係る通告を受理後、市区町村に送致したが、児童相談所にて処理(※)を行うのが適当であったと感じたケース

※ここで言う「処理」とは、調査(安全確認)といった初期対応から、必要に応じて行う一時保護、その後の指導等援助のことを言います。指導等援助には、措置によらない指導としての市区町村送致や、措置による指導としての市区町村指導委託を含みます。なお、お答えいただくケースは、児童相談所における対応が最終しているか否かは問いません。

【① 警察からの「面前DV」に係る通告を受理後、児童相談所において処理を行ったが、初期対応の段階から市区町村に送致するのが適当と感じたケース】に対する質問8、質問9

質問8 ①警察からの「面前DV」に係る通告を受理後、児童相談所において処理を行ったが、初期対応の段階から市区町村に送致するのが適当と感じたケースとして、回答可能なものはありますか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. はい ▶ 次の質問へ
2. いいえ ▶ 質問10へ

| |
|--------|
| 質問8回答欄 |
|--------|

質問9 ①警察からの「面前DV」に係る通告を受理後、児童相談所において処理(※)を行ったが、初期対応の段階から市区町村に送致するのが適当と感じたケースについて以下の(1)から(16)の質問にお答えください。お答えは、最も当てはまる1ケースについてお願いします。

※個人の名前や団体名等の固有名称、住所など、個人・団体が特定される情報は記載しないようにしてください。

(1) 通告手段

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 書面による通告
2. 身柄付き通告

| |
|--------|
| (1)回答欄 |
|--------|

(2) 警察からの通告を受理した際の児童相談所におけるリスク評価の結果

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. リスク「軽度」
2. リスク「中度」
3. リスク「重度」

| |
|--------|
| (2)回答欄 |
|--------|

(3) 上記リスク評価の決め手になった点を簡潔に記載してください。(箇条書き可。)

※回答欄に自由に記載してください。

| |
|--------|
| (3)回答欄 |
|--------|

(4) DVの加害者

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 実父
2. 養父・継父
3. 内縁の男性
4. その他の男性
5. 実母
6. 養母・継母
7. 内縁の女性
8. その他の女性
9. 上記以外

| |
|--------|
| (4)回答欄 |
|--------|

| |
|------------------|
| 「9. 上記以外」の具体的な内容 |
|------------------|

(5) 加害者は児童虐待の事案について認めているか

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 認めている
2. 認めていない
3. その他

| |
|--------|
| (5)回答欄 |
|--------|

| |
|-----------------|
| 「3. その他」の具体的な内容 |
|-----------------|

(6) 加害者への措置(主に警察によるもの)

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 指導・警告
2. 検挙(身柄拘束あり)
3. 検挙(身柄拘束なし)
4. その他
5. 不明

| | |
|--------|-----------------|
| (6)回答欄 | |
| | 「4. その他」の具体的な内容 |

(6)-1 上記(6)において、警察に検挙された際の処分結果について

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 不起訴処分
2. 起訴
3. その他
4. 不明

| | |
|----------|-----------------|
| (6)-1回答欄 | |
| | 「3. その他」の具体的な内容 |

(7) DVの被害者

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 妻父
2. 義父・継父
3. 内縁の男性
4. その他の男性
5. 妻母
6. 義母・継母
7. 内縁の女性
8. その他の女性
9. 上記以外

| | |
|--------|------------------|
| (7)回答欄 | |
| | 「9. 上記以外」の具体的な内容 |

(8) DVの形態

※該当する全ての項目の横で1を選択してください。

| | |
|--------|----------------|
| (8)回答欄 | |
| | 身体的暴力 精神的暴力 |

(8)-1

(上記で「身体的暴力」と回答した場合)DV被害者の状況

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 入院または保護を要するようなケガをした
2. 治療を要するようなケガをした
3. 軽いけが等があったが、治療を要するものではなかった
4. 特になかった

| | |
|----------|--|
| (8)-1回答欄 | |
|----------|--|

(9)

被害児童ときょうだいの年齢

※被害児童と共に面前DVの被害を受けた16歳未満のきょうだいがいる場合は、それぞれ年齢を記入してください

※数値は半角でご記入ください。

| | |
|--------|---|
| (9)回答欄 | |
| | 被害児童の年齢 一人目のきょうだいの年齢 二人目のきょうだいの年齢 三人目のきょうだいの年齢 |

| | |
|--|--|
| | 四人以上のきょうだいがいる場合には、きょうだいの人数と、上記回答欄で記載できなかったそれぞれの子どもの年齢を記載 |
|--|--|

(10) 被害児童と生活を共にしている人
 ※該当する全ての項目の欄で1を選択してください。

| (10) 回答欄 | |
|----------|--|
| 専父 | |
| 養父・継父 | |
| 内縁の男性 | |
| その他の男性 | |
| 実母 | |
| 養母・継母 | |
| 内縁の女性 | |
| その他の女性 | |
| 上記以外 | |

「上記以外」の具体的な内容

(11) 過去の当該児童に関する虐待通告の有無
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった
 2. 過去に当該児童に関する虐待通告があった

(11) 回答欄

「過去の通告回数」を記載ください (E)

(12) 被害児童の一時保護の実施の有無
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 児童福祉法に基づき一時保護をした
 2. DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)
 3. 一時保護はされなかった

(12) 回答欄

(13) 当該ケースへの対応として実施した援助内容
 ※該当する全ての項目の欄で1を選択してください。

| (13) 回答欄 | |
|--------------------------|--|
| 措置入所又は措置による里親委託(保護者同意あり) | |
| 措置入所又は措置による里親委託(保護者同意なし) | |
| 措置によらない指導 | |
| 助言指導 | |
| 継続指導 | |
| 他機関あつせん | |
| 市町村送致 | |
| 児童福祉司指導 | |
| 児童委員指導 | |
| 市町村指導委託 | |
| 児童相談所支援センター指導 | |
| その他の措置による指導 | |
| 訓戒、警約措置 | |
| 上記以外 | |

「上記以外」の具体的な内容

- (4) DVの加害者
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 実父
 2. 養父・継父
 3. 内縁の男性
 4. その他の男性
 5. 実母
 6. 養母・継母
 7. 内縁の女性
 8. その他の女性
 9. 上記以外
- (5) 加害者は児童虐待の事実について認めているか
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 認めている
 2. 認めていない
 3. その他
- (6) 加害者への措置(主に警察によるもの)
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 指導・警告
 2. 検挙(身柄拘束あり)
 3. 検挙(身柄拘束なし)
 4. その他
 5. 不明
- (6)-1 上記(6)において、警察に検挙された後の処分結果について
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 不起訴処分
 2. 起訴
 3. その他
 4. 不明
- (7) DVの被害者
 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
 1. 実父
 2. 養父・継父
 3. 内縁の男性
 4. その他の男性
 5. 実母
 6. 養母・継母
 7. 内縁の女性
 8. その他の女性
 9. 上記以外

| |
|------------------|
| (4)回答欄 |
| 「9. 上記以外」の具体的な内容 |

| |
|-----------------|
| (5)回答欄 |
| 「3. その他」の具体的な内容 |

| |
|-----------------|
| (6)回答欄 |
| 「4. その他」の具体的な内容 |

| |
|-----------------|
| (6)-1回答欄 |
| 「3. その他」の具体的な内容 |

| |
|------------------|
| (7)回答欄 |
| 「9. 上記以外」の具体的な内容 |

(8) DVの形態

※該当する全ての項目の横で1を選択してください。

| (8)回答欄 | |
|--------|--|
| 身体的暴力 | |
| 精神的暴力 | |

(8)→1

(上記で「身体的暴力」と回答した場合)DV被害者の状況

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 入院または保護を要するようなケガをした
2. 治療を要するようなケガをした
3. 軽いけががあったが、治療を要するものではなかった
4. 特にはけがはなかった

| |
|----------|
| (8)→1回答欄 |
|----------|

(9)

被害児童ときよようだいの年齢

※被害児童と共に面前提DVの被害を受けた18歳未満のきよようだいがいる場合は、それぞれ年齢を記入してください

※数値は半角で記入ください。

| (9)回答欄 | |
|---------------|-----|
| 被害児童の年齢 | (歳) |
| 一人目のきよようだいの年齢 | (歳) |
| 二人目のきよようだいの年齢 | (歳) |
| 三人目のきよようだいの年齢 | (歳) |

| |
|--|
| 四人以上のきよようだいがいる場合には、きよようだいの人数と、上記回答欄で記載できなかったそれぞれの子ども の年齢を記載 |
|--|

(10)

被害児童と生活を共にしている人

※該当する全ての項目の横で1を選択してください。

| (10)回答欄 | |
|---------|--|
| 実父 | |
| 養父・継父 | |
| 内縁の男性 | |
| その他の男性 | |
| 実母 | |
| 養母・継母 | |
| 内縁の女性 | |
| その他の女性 | |
| 上記以外 | |

| |
|---------------|
| 「上記以外」の具体的な内容 |
|---------------|

(11)

過去の当該児童に関する虐待通告の有無

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. これまでに当該児童に関する虐待通告はなかった
2. 過去に当該児童に関する虐待通告があった

| |
|---------|
| (11)回答欄 |
|---------|

| |
|------------------|
| 「過去の通告回数」を記載ください |
|------------------|

(12)

被害児童の一時保護の実施の有無

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 児童福祉法に基づき一時保護をした
2. DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)
3. 一時保護はされなかった

| |
|---------|
| (12)回答欄 |
|---------|

(13) 当該ケースへの対応として実施した援助内容
 ※該当する全ての項目の欄で1を選択してください。

| (13)回答欄 | |
|--------------------------|--|
| 措置入所又は措置による里親委託(保護者同意あり) | |
| 措置入所又は措置による里親委託(保護者同意なし) | |
| 措置によらない指導 | |
| 助言指導 | |
| 継続指導 | |
| 他機関あわせん | |
| 市町村送致 | |
| 児童福祉司指導 | |
| 児童委員指導 | |
| 市町村指導委託 | |
| 児童家庭支援センター指導 | |
| その他の措置による指導 | |
| 訓練、契約指導 | |
| 上記以外 | |

「上記以外」の具体的な内容

(14) 当該ケースにおいて、市区町村等の関係機関とどのような役割分担をしておいたか、具体的な内容をお答えください。

市区町村との役割分担

その他、関係機関との連携における特記事項

(15) 当該ケースにおいて、市区町村等の関係機関との役割分担を検討する際に重視した点を、簡潔に記載してください。(簡答書き可。)

(15)回答欄

(16) どのような理由で、「初期対応の段階から児童相談所にて処理を行うのが適当であった」と判断しましたか。その理由を簡潔に記載してください。(簡答書き可。)

(16)回答欄

「面前DV」ケースの対応全般についての質問(質問12、質問13)

質問12

「面前DV」ケースの相談対応件数の増加に伴い、貴児童相談所における業務に生じた変化等あれば自由にお書きください。(簡答書可。)

| |
|---------|
| 質問12回答欄 |
| |
| |

質問13

「面前DV」ケースの対応において負担と感ずることがあれば自由にお書きください。(簡答書可。)

| |
|---------|
| 質問13回答欄 |
| |
| |

<3> その他

質問14

本調査では、一部の児童相談所にはヒアリング調査(2023年1月頃に実施予定)へのご協力もお願いしたいと考えております。ヒアリング調査へのご協力可否について、お答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 協力できる
2. 協力できない
3. 詳細を聞いてから協力の可否を決定する

| |
|---------|
| 質問14回答欄 |
| |

<4> 照会先

質問15

当アンケート調査の照会先についてお答えください。

| | |
|------------|--|
| 質問15回答欄 | |
| ご担当者のお名前 | |
| 連絡先(TEL) | |
| 連絡先(Email) | |

質問は以上です。ご回答いただきありがとうございました。

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、児童相談所における警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告への対応についてのアンケート調査においてご回答いただいた児童相談所の皆様、また、ヒアリング調査においてご協力いただいた児童相談所の皆様に心より感謝申し上げます。

さらに、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご協力賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、報告書の作成に至るまで、専門的見地からの確なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の
収集・分析に関する調査研究**

令和5年（2023年）3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ